

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（４）」

2. 日 時 : 令和３年５月１４日（金）１０時００分～１２時４５分

3. 場 所 : 原子力規制庁 １０階会議室（TV 会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

原子力規制部 専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他１８名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー 他１名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他 :

資料１ 設工認ヒアリング等コメント管理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の石井です。おはようございます。それではRFSの設工認に係るヒアリングをこれから開始したいと思います。よろしくお願いします。本日資料を事前に提出していただいている内容をまず把握させていただいております基本的にはその資料に対する
0:00:23	コメントという形と資料の確認事項をしていきたいというふうに思います。実際の資料に入る前に、あと今回提出いただいた堰工認ヒアリング等のコメント管理表というのをあるフェイスから今回提出いただいているんですけども、
0:00:40	その中で、ちょっと規制庁と認識が異なっている、こちらの記録等ちょっと異なっている部分があるので、最初にその部分を指摘させていただいてから実際の資料のほうの確認事項に入りたいと思います。あれですがよろしいでしょうか。
0:00:58	やはりRMS東京サイトウです。表記しました。よろしくお願いします。
0:01:04	規制庁の石井です。それでは設工認ヒアリング等のコメント管理表というものに対して、こちらの認識で少し抜けている部分があるので、
0:01:15	それぞれの日面談日の内容で触れてちょっと御説明します。まず3月12日の面談でこちら側から当申請書本文の別添の1の主要設備リストについてコメントしている部分がありまして、
0:01:33	主要設備リストの構成が原燃の参考にした場合に、異なることになっていて、規制庁側からもたてつけが違っているんで、そこは原燃の参考に
0:01:49	立て付けを修正するというふうな形で、そのときの回答で塾内容に次回新製品を整理することやうったったの回答いただいているので、それは重要なポイントだと思うのでコメント管理表に入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
0:02:07	はい、RFS東京サイトウです。承知しました。はい、えっと同じく規制庁の石井です。同じく3月12日の指摘事項で4目標について、こちらからしてきているんですけども、
0:02:24	所定電源装置等の要目表の内容が出ているんですけども、
0:02:30	全体的な記載方針というのを整理して今回は4目標は1回目の分割分しか出てないんですけども、2回目の申請内容も含めて記載漏れがないようにする必要があるので作成を基づいて作成しているということだったんですけども、その分の整理を
0:02:50	後程また別途コメントしたいというふうに思っていますんですけども、やっていただきたいというふうに考えています。最初の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	1 回目の申請の中で、要目表の書き方を網羅的にきちんと精査しておくことが重要というふうに規制庁側考えています。
0:03:08	よろしいでしょうか。
0:03:12	はい、RFS東京サイトウです。本件消費しました。
0:03:18	規制庁の石井です。その次に、同じく3月12日なんですけれども、申請書本文別添2-1-2の電気設備のところで工事の方法が電気設備の中に記載されてるということで、やっぱこれだと、それぞれ今後第2回になったときに、全部の
0:03:40	設備に対して工事の方法を記載していかなきゃいけなくなるので立て付けを修正するように、こちらからコメントしていますけれども、これおそらく対応するという方向で検討いただいているのではないかと思います、とコメントリストにはないんですが、その認識はよろしいでしょうか。
0:04:01	はい、コメントリストをに投資反映されてないということは申し上げませんが、その認識で間違いありません。Rmサイトウです。はい。
0:04:12	規制庁の石井です。今のポイントについては、何か今後、
0:04:18	補足説明はされる予定ではいいですか。
0:04:22	はい、RFS東京サイトウです。こそつくほう補足説明をする予定でございます。以上です。規制庁の石井です。ではあのこの指摘事項に対するそちらの対応案っていうのはコメントリストの中管理表の中に適切に反映してくださいよろしくお願いします。
0:04:42	はい、RFS東京サイトウです。承知しました委員と規制庁の石井です。続きまして、3月12日のと添付の7-2-4の関係で電源車以外の固縛対象物コンピューターの評価は次回申請なのか。
0:05:01	ていうのに対して、込ま高揚する常設の設備は電源車の見てコンテナ等の固縛の考え方は許可との関係も含めて補足説明資料に追記して説明するというふうに廃棄回答いただいています。これもコメントリストの中になかったので
0:05:19	今のコメントに対する、今後の対応案っていうのを適切にコメントの中に入れていただければなというふうに思います。よろしいでしょうか。
0:05:28	はい、RFS東京サイトウです。本件承知しました。はい。
0:05:34	同じく3月12日、なんですけれども、添付の18の図面の中で添付18-1-5、10変電施設機器配置すると同様に、
0:05:50	電気室の地域は時の拡大度準備すべきではということに対して準備するという形になっているので、この辺の修正案についても、後、実際に補正をするときに無形があると。また問題になりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:07	適切にコメント管理表に反映していただければと思います。よろしいでしょうか。
0:06:14	はい、RFS東京サイトウです。保険承知しました。
0:06:18	はい。
0:06:19	それから3月12日の指摘で申請書本文別添2-1編に、電気設備ということで検査側からのコメントがあったんですけども、電源車の燃料タンク、250リットルの大容量使用前事業者検査の判定
0:06:39	するのか、判定基準方法を整理することということに対しては、フェイス側から検討するという形になっているんですが、これについてはいかがでしょうか。
0:06:54	はい、RFS東京サイトウです。本件についても検討するという事で補足のほうを考えてございます。以上です。
0:07:04	規制庁、石井です。その点よろしく申し上げます。3月12日までは以上となります。それから3月19日についてはお互いの共有している中で抜けが今のところないという確認が済んでますので。
0:07:24	これにつきまして
0:07:28	4月の2日、資料から4月の2日のヒアリングの中でのコメントに対する対応ということで、
0:07:41	申請書の中でこちらから、本文の別添1の1.2.1などに説明事項がない、それから時間の申請にして説明するという記載については、説明ではなくて、申請であるべきという指摘をしていますのでこれについては対応するという事で、
0:08:01	回答いただいたというふうに理解しています。それから当事会申請内容を踏まえて、全体がどのようになるのかはまた次回申請書に近い先生でよい理由がきちんとわかることということで、この二つについては対応するという回答いただけてますが、
0:08:17	ちょっとコメント管理表の中にはなかったもので、このポイントも非常に重要なポイントだと思いますし、最後に抜けがあると補正がまた再構成になってしまいますので、適切に管理表に記載いただければと思います。よろしいでしょうか。
0:08:34	はい、RMS東京サイトウです。本件承知しましたコメント管理表のほうに入れることにいたします。はい。
0:08:42	それから同じく4月2日の補足説明資料の内容に対するコメントなんですけれども等も説明のロジックペーパーをつくっていただいたんですが、口側説明資料ごとに添付していて細切れになっていてロジックを説明されても理解できないため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	全体の説明ロジックを整理することでその際要求事項を明確にした上で整理することということで、これも対応するという回答いただいています。
0:09:14	もしかすると、本日の資料の一番最初の説明がこれにあたるのかもしれないですけども、これも管理表の中ではなかったのというふうな対応するかというのも含めて、管理表のほうには入れていただきたいというふうに考えています。コメントに対する
0:09:34	対応というのは、今御検討されている状況というふうに理解してよろしいでしょうか。
0:09:40	はい。
0:09:41	はい、RFS東京サイトウです。ロジックペーパーが単品ではなく一等一文について記載するというので対応を行っております。以上です。
0:09:54	規制庁の石井です。今の御回答は今日のロジックペーパーの資料で1枚にまとめているというふうにしたというふうなご回答になります。
0:10:07	はい。RMSE東京サイトウです。ご発言の通りでございます。大きく変わりました。
0:10:17	ちょっと私たちの認識と違うかもしれ後でちょっともう1回ここは議論できればと思います。それから、どうぞ。
0:10:29	いえ、RSときはサイトウです。承知しました。はい。規制庁の石井です。それから
0:10:38	4月12日の審査会合後のラップアップの中の指摘事項としてリストに挙がっていなかった部分があるので、指摘させていただければと思います。一つは申請書本文とは直接関係ないんですけども、
0:10:57	今後の審査会合で触れた今後の体制の見直しの件。例えばその、
0:11:06	会社として今後設工認に対してどのように対応する方針かというの考え方、それから、どういうサポート受けるのかというポイントについて、議論して対応方針を回答いただいているので、そこを同じように、管理表の中でも記載していただければと思います。よろしいでしょうか。
0:11:28	はい、RMS東京サイトウです。本件承知しました。はい。
0:11:33	それから同じく4月12日の指摘でこれは当日通と参考にしました設置運営地方005という資料に対するコメントなんですけれども、設備抽出については、報道0。
0:11:51	002005に統合したとしているが、法定の05-4ぽつの設備の抽出方法の作業が5ポツの視点で整理されていないとの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	漏れがないか判断できないので、4の(4)と(5)の対応内容について各機能での状況を説明してもらいたいと具体的に設備リストとしての妥当性は判断したいというふうに指摘していて、
0:12:18	このコメントについては対応を
0:12:22	そして今回新たに何か資料は提出いただいていますか。
0:12:33	はい。
0:12:34	それで済むのスギヤマVesselでとこんかいのご指摘のところにしましては、補足説1-002の資料のほうで取り込んでというふうには思っていますが、いかがでしょうか。わかりましたじゃあそこは後で議論させて、
0:12:50	もらえればと規制庁の石井です。そこは後程議論をさせてもらえればというふうに思います。規制それから7月12日にの指摘で全般的なところなんですけれども、特にあのスケジュール管理というところで、
0:13:09	基本設計方針の補足説明資料が体系的になっていなくて、そのときの0067、1920ですべての基本設計方針が説明されることにはならないという事で基本方針に入っていて、添付視力があっていない。
0:13:27	例えば臨界防止とか、その不足分について補足説明資料でまとめることということで指摘をしています。これに対しては、
0:13:39	そのように対応したかっていうのは、今御回答ありますか。
0:13:45	IRRS東京フルヤです。今の御指摘については、補足説明資料で準備するように準備と準備を進めています。以上です。
0:13:55	規制庁の石井です。そこは本日の資料にはないという理解で正しいです。
0:14:02	はい、RFSへ東京フルヤです。本日の説明のアイテムではございません。以上です。
0:14:07	規制庁イシイです。了解しました。わかりました現状は、
0:14:15	私のほうを規制庁側で整理した表の中でのそちらのコメント管理表との記載については以上ですっていうふうに考えてますが、規制庁側で何か追加で指摘等ありましたらお願いします。
0:14:39	規制庁コサクです。
0:14:42	最後の話で、表のアイテムではありませんだったんですけど、スケジュール表でどこにあるのかって言うこと。
0:14:53	質問のあるんですけど、このスケジュール表の縦軸に入っているものというのが今お話があったところのコメント対応して整理をされたものなのか、或いは今後、今の回答するタイミングで、
0:15:11	スケジュール表も見直していくということなのか、その辺りの作業状況っていうのはどうなってるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	はい。
0:15:29	はい。
0:15:31	いいの。
0:15:35	哀悼RFS東京サイトウです。スケジュール管理表のほうですね補足説明事項のピックアップの規定は行っておりました、先ほどのコメントを踏まえて必要事項について、抽出
0:15:55	してございます。それで正しい本日の説明内容については含まれていないということで、こちらについては別途、説明をさせていただきます。
0:16:22	RFS東京フルヤです。先ほどご指摘基本の方針に変えたけれども添付がないという件についてはすべて網羅したものを、今日のスケジュール管理表で記しています。具体的には、
0:16:37	ナンバーでいくと、No.8 番。
0:16:41	9 番。
0:16:42	あと、もう一方、
0:16:45	未収 7
0:16:48	。
0:16:49	具体的には 8 番と九番と思う。
0:16:58	というものです。以上です。ただしですねすいません補足になります。今言った基本設計方針に書いているのに添付がない、これは補足すべきでしょうという、そういう考え方は本日のそれぞれの 4 番の補足説明資料、この抽出の考え方で御説明
0:17:17	をしています。以上です。
0:17:24	規制庁コサクです。
0:17:26	整理状況はわかりました。また姑息 004 の話のときとかですね、議論できればと思うんですけど、ちょっと今の説明でちょっとよくわかんなかったのは、補足の 004 は、補足説明値。
0:17:44	項の抽出なんですけど、添付書類としてどうするんだっていう話は、
0:17:51	この資料じゃないと思ってたんですけど、どこでどう整理されてますか。
0:17:57	その添付書類をつくっていくかということなんですけど。
0:18:01	RFS東京フルヤです。まずは我々として先行電力ですかそういったことと照らして、こういうところを拡充する必要があるでしょうって補足の考え方が 004 なわけなんですけれども、これから添付に格上げするかっていうのは別の議論だと我々思っています、
0:18:19	それぞれの補足の中でこういうことを添付E記載させて欲しいというようなことをお伝えを考えていました。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:33	はい。
0:18:36	規制庁コサクです。具体的にどこまでっていう話は、お話されたような心で認識合わせていけばいいと思っていますけど、検討作る作らないという話については、
0:18:52	前段で整理しておくべきかなと思っていてですね、その辺り保護を今日の前の補足説明資料の中で議論をすることだと思ってるんですけど。
0:19:06	まずそれも
0:19:09	当該資料のところでまたお話をしたいと思いますので、
0:19:14	ちょっと認識が十分あってるかって何かちょっと不安で割ったんですけど、とりあえず今日の資料の形なので、そこでお話したいと思います。以上です。
0:19:24	はい。RNA訂正東京フルヤです。了解いたしました後程よろしくお願ひします。
0:19:35	規制庁の石井です。規制庁がほかの指摘事項はないでしょうか。
0:19:46	今日いろいろコサクです。すいません。すいません。コサクですけども、ちなみになんですが、今イシイのほうからいった項目が
0:19:58	RFSの管理の中で項目から漏れていってかかっていう理由は何でしょうか。
0:20:10	すいません。RF東京サイトウです。ヒアリングの内容については、速記録のところから落として議事メモの方に落としておりますが、その中で文言というかです。ねそこが抜けていてそれをコメント。
0:20:30	管理表のほうに十分反映できていなかったというふうに認識しております。こちらにつきましてはより細かくコメントの内容を記載いたしましてコメント管理表のほうに反映するようにいたします。以上です。
0:20:46	はい。
0:20:49	アカサカにおける
0:20:51	どうぞ。
0:20:52	すみませんでしたコメント書きを
0:20:55	これからもですね。近いですね項目やっていきたいと思っています。ただですねロジックペーパーについてはですね、Tiborいたかったんですけど、72番でですね、入れ込んでですね。
0:21:07	あの当時という議論だったかどうかわかんないんですけど4月10日ではですねしっかり確認できていて、それを今回ですね反映したという形で設計ロジックと。
0:21:16	ヒビノの刈羽ですかね、それはつくりましたよということをしてますので、そこが、こちらでカバーしているのが実態でございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:27	規制庁コサクです。わかりました。生徒の問題ってということかなと、或いは宿題回答として補足説明作るレベルかどうかとかっていう、
0:21:39	入れ込むレベル関係の認識はちょっとずれていたということかなと思いますけども、先ほど石井が話をしていたようにですね、あの作業漏れがないようにというようなことをでどこでどう作業をするのかという事っていう認識共有っていうこともあると思うので、
0:22:00	先ほどのコメントで認識をしたレベル感で今後進めていただければと思います。よろしくお願いします。
0:22:09	IRRS東京させ、
0:22:12	赤沢です。
0:22:14	先ほどイシイさんから言われた形で追加されたコメントですね、聞いてですね。
0:22:21	原電話題になっていて感じていますので、伝えが述べてたという状況で我々アクションをしていますので、
0:22:28	そういう意味で言うと、コメントリストに追加するですね。
0:22:31	会議が漏れないように、そこはしっかりしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
0:22:40	規制庁の石井です。今アカサカさんから発言ありましたけれどもよろしくお願いします。今古作からも説明あった通り最終的な補正をするときにやっぱり抜けがあると、再補正みたいな形になってしまうのは絶対避けなければいけないと思っているので、
0:22:57	今日コメントを追加で、こちらの認識の差異があった部分は御指摘してこちらでも今メモ取っていただいたと思いますけれども、その部分でもう一度確認が必要であれば、問い合わせがあればご指摘もう1回伝えることができます。
0:23:15	それととにかく抜けがないようにしたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。
0:23:22	はい、RFS東京サイトウです。表記しました。まとめたコメントファイル表2項で質問等ありましたら別途をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
0:23:39	規制庁の石井です。それでは具体的なほぼ一定した資料の部分について、規制庁側大枠は見ているんですが、きちんと事前には確認はしているんですけども、それぞれ追加で何かきちんと説明しておきたい部分があれば、RS側から説明を受けて、
0:23:59	関連してコメントそれから
0:24:02	コメントによっては、全部の資料をここで総合的に何か指摘しなきゃいけない部分があるので、123 手数口にちょっと1に戻ったりするかもしれないですけ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れども、そういう観点でまだあれフェイス側から長くなくていいので簡単にポイントを説明していただきたいなど。
0:24:22	いうふうに思います。特にこちら認識としては 001 は新しくなった。
0:24:29	資料かなと思っているので、最初のその設計設工認申請の設計の進め方というポイントをどのようにしてまとめたのかっていうのを説明いただけますでしょうか。
0:24:44	はい、RFS東京フルヤですね。そうしましたら 00 一番の我々の設工認の設計の進め方について、要点絞って御説明させていただきますと資料をめくりいただいて、1 ページ目をご覧ください。
0:25:02	目的は 1 ポツの目的は、今お話の通りなので割愛しますと、2 ポツ設計手順手順ですけれども、持ち出してくる。4 ぽつ 4 校設計手順の考え方に細かいことはお示してありますが、
0:25:18	全体については、
0:25:21	4 ページ。
0:25:23	2 第 2-1 図ということで、全体が体系的にわかるように期待をしています。またこの図、第 21 に基づいてご紹介したいと思います。我々設計、設工認の設計、つまり詳細設計ですけれども、
0:25:43	この進め方としては、この図に上段にある通り、要求事項の整備、これ法を条文ですとかそういったところの整備、
0:25:52	あとは認可基準にございます通り、実際の強化と整合していなければなりませんというところで、事業の許可の整理、あとは我々の設備は施設の特徴を踏まえて重要度を設定するといったことを踏まえまして、
0:26:10	じゃあ何を適合性確認対象とすべきかという設備を選定してございます。これは後程補足説明資料の 002 番を用いて説明をいたします。
0:26:22	そして設計をする対象が決まりましたそれに対して我々は事業許可でお示しました基本設計を具現化するための詳細設計Aを進めると。
0:26:37	詳細設計が中については、全体の方針でございます。基本設計方針をまず決めていて、決めた上で、
0:26:44	その方針に沿って、詳細設計をするというQMSAの御説明でした通りの作業の進め方をします。
0:26:56	そして、この詳細設計の結果を踏まえて、我々は申請書を作成した後で申請をしたというステップになってございます。
0:27:05	これまでのステップにおいて、その個々のステップで作業が適切かどうか抜けがないかどうかということを補足説明を用いて説明するというところになってございますので、そういったところをこの図では、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:21	. 破線で示しています。
0:27:24	まず全体の設計の進め方は、今お示している一番上の 00 一番オノな進め方をやると。
0:27:31	説明の抽出については中段左にございます通り、002 番の考え方でやるというような格好で、今後、我々の作業の妥当性を御説明するという設計設定の進め方になってございます。
0:27:48	次の説明は以上でして、また本文の 1 ページにお戻りいただいて、重要なところをポイントを絞って御説明をいたします。
0:27:59	続いて 3 ポツ、設計の対象設備 A ですけれども、今お話の通りで、許可の基本設計方針に基づいて、
0:28:08	それを具現化するための条文適合やら事業性許可整合を踏まえて適用性確認対象設備を選定して進めると。
0:28:19	それが対象となりますということです。その対象の単位については、実用炉の工認手続きガイドといったものを参考に完了するというものでございます。
0:28:33	4 ポツの進め方についてはすでに御説明な図を用いた説明をなのでここは割愛をします。
0:28:42	3 ページ目へおめくりいただいて、
0:28:45	これも先ほどご説明の通りで、各作業ステップ我々の作業ステップ適切かどうか、網羅的かどうかということをお細かく、詳しく説明するために、補足説明事項を抽出し、期生じゃ A さんが御説明するというものが 5 ポツ、
0:29:05	ちなみにそういった補足説明の繋がりについては、5 ページ、すいません一番最後のページですね 6 ページ。
0:29:16	に参考として補足説明の資料の繋がりについても参考で添付をいたしました。
0:29:24	そういったことで、我々申請書を作成するまでの作業の妥当性についての流れを 001 で明確にしたと整理したというものでございます。
0:29:36	001 についての説明は以上です。
0:29:40	はい。
0:29:42	規制庁の石井です。この 00160 何かコメントがあれば、お願いしたいと思いますがもしかすると 002 の説明を受けてからその二つで受けた方がいいのかもしれないですけど、また 001 で単独で何かコメントがあればお願いします。
0:30:04	規制庁金子です。すいませんコサクちょっと待ってください。
0:30:09	どうぞ、アカサカですけど。
0:30:11	その場合に、同軸ペーパーを先に説明したかったんですけど。
0:30:17	やはりこの説明をして、これはどうします。
0:30:20	規制庁コサク基礎固めてちょっとコメントします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:24	ありがとうございます。規制庁コサクですけど、おアカサカさんから今ロジックペーパーの話もあったので、
0:30:34	先ほどコメントリストの話のときにもありましたけども、説明要旨ということで、
0:30:43	今日何をやりたいかということを示していただいたということで、
0:30:50	こういうふうにまとめるということ自体はおかしくないと思ってます。一方で、
0:30:58	今日どこまでっていうことがあってこれ、今の書きぶりだと意識も決めてあっても課題はありませんというふうに見えるんですけど、作業が全部終わっているのかとかですね、どこか悩みはないのかとかですね。
0:31:19	進捗状況っていう意味で、
0:31:22	採用して書く必要がある場合もあるかなと思ってます。その点についてはどう思われてますか。
0:31:34	まず認識があるところで、
0:31:38	はい、RFS東京フルヤですね、ご意見ありがとうございます。まず我々はまだヒアリングの入口にも立てていないという認識に立ってございました。したがって今後の進め方を設計すべきかの抽出で何を足りないところを補足するの確保、
0:31:57	できたことを考え方を整理したものを今日説明するという中で、まず我々は入口に建てるものをすべて準備したという認識でございます。なので、今日はその進捗ということで、まず我々スタート単位に立ったんですけども、
0:32:15	何か、我々としては不足はないと考えていますということを御説明するまでを本日のミッションと考えてございました。以上です。アカサカですけど、一応コサクさんがですね、米国心配していただいているという形でね。
0:32:31	これに補足する、もう一つ続けてですね説明しなきゃいけないという、それが足りてないとか、そういうところはですね意識して考えてですね、そこは書こうと思っておりますので、それは今後ですね出てくるかと思えます。今回のようなもんではですね、これ1月中ぐらいですかね。
0:32:49	これについてはですね特段、今回でそういう危惧するところはないかと思っておりますのでこのペーパーでいいかなと思って作ってます。以上です。
0:33:03	規制庁コサクです。まずそちらの認識というのわかりましたので。今後そういうものがあれば、最初の説明用紙ですかねっていうところにしっかりと書いてどこまでの話なのかということが今後なかっていうことを認識共有した上でヒアリングを進め、
0:33:23	いうふうに思ってますでしょうか。そうなのは部長の水量のやつで、不備なり違いがあれば課題としてお伝えをするということだと思いますのでよろしくお願い致します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:38	その上で 001 の資料なんですけども、これは原燃の審査会合ですね、話をしていたところなんかちょっと図としては違う形で書かれていて、
0:33:54	意識は別にこだわらないんですけども内容的なところでちょっと認識を合わせておいたほうがいいかなっていうのがありましたので一言申し上げておくと、まず 4 ページを開いていただくんですね、設計のフローというところで要求事項なりを整理した上で、
0:34:14	設計をし、申請書をつくるという大枠のフロー自体は
0:34:23	QMSの説明書の範囲でも書かれているフローなので、そうだろうなとは思っているんですね、ここで言う補足-003006 が
0:34:39	申請書に関係するということで 4 ポツ 6 の関係ということで出てるんですけど、実は、
0:34:47	4 ポツ読むの作業には必要な
0:34:52	概念が 0062003 の中には入っていて、それどういう意味かって言うと、
0:35:01	例えば 4 ポツ 3 の
0:35:03	楽しい文章の
0:35:06	これを見ていただくと。
0:35:11	すみません 4 ポツ 3 じゃないですね、
0:35:17	その前に 3 ポツですね。
0:35:23	3 ポツの設計対象設備というところには、実用炉工認手続きガイドに準じた構築物や機器を単位とするとされていて、
0:35:36	これをRFSではどうするかという参考の仕方を検討しているのが 00
0:35:46	3 でしたっけなはずなんですよ。
0:35:52	なので、その話もセットにしないこと上流から落ちてこないということになるので、詳細のどうやって書きますかっていうことは、
0:36:02	申請書の作成のところでいいんですけど、この入口の投票を合わせるという部分は、最初の議論にも繋がってくるということなので、そういう両面の話があるということで意識をしていただければと思っています。
0:36:19	おわかりだと思うんですけど、よろしいですね。
0:36:26	RFS東京フルヤです。今んとわか今即理解はできたわけではございません入口の投票合わせるという考え方はわかるんですけども、それがその補足の 5-1。
0:36:42	立ち位置が違うよというのは、どうもちょっと理解ができないので、ちょっと後程を社内でも議論しながら、理解を深めたいなと思うんですが、
0:36:53	はい。以上です。
0:36:57	デブ南規制庁コサクです。その点では次の補足 002 のところでもまた議論か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:04	てると思いますので、そこで理解を深めていただければIRRSで東京フルヤです。了解しました。
0:37:15	或いは進むとスギヤマれそれでは 002 のほうの説明をしたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:37:23	規制庁イシイですが、規制庁側、今 001 単独で今コサクのほうから指摘がコサクさんの方から今指摘をさせてしまったけれども規制庁ほかはありませんか。
0:37:37	ないようでしたら、002 位でロジックペーパーの方から多分説明いただいて、資料を説明いただく順番かなと思います。最初私が順番を間違えてしまっていました。お願いします。
0:37:56	IRSNときはフルヤです。そうしましたらですね、ロジックペーパーはちょっとご覧いただいて、
0:38:02	本日の説明全体については先ほど私もアカサカばでいいよ。
0:38:08	はい。
0:38:11	とかされています。
0:38:13	はい、わかりました。じゃあこれ等お願いします系統設備のロジックペーパーのところに書かれてるものをやりますと設計の進めるためについて申請書の作成に必要な申請対象設備の網羅的な抽出について説明すると。
0:38:30	いうことで出るこれには挙げているというような状況になります。この線 002 の概略としましては、設工認申請対象設備の抽出について対象設備の抽出方法と注意整備件数図面リスト等、それから申請対象設備の抽出の網羅性を示すとともに施設等。
0:38:48	条文の体系一覧表の不整合の是正事項を明確化して網羅性の妥当性を説明するということで書いております。あとなお書きとしまして、設工認申請対象設備が適切に抽出されることを説明する申請書添付書類 3、
0:39:06	第 3-1 表施設と情報の退避と条文との対比一覧表の記載に一部性も見られたことから、閉設工認申請対象設備の抽出については再起基準に対する判断を示すとともに記載の不整合を是正して、設工認申請対象設備の中心におけないこと。
0:39:26	詳しく説明するという形でマジックペーパーを記載しております。では、02 のほうの説明になります。これ一度到達いただいているような状況ですが、
0:39:41	基本線は
0:39:45	あまり変更はありませんで前回の指摘がありました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:52	技術基準規則のほうの条文を要求を整理すべきか、それがないということで指摘を受けてましたので、その二つのほうのオート抽出をしているというような状況になります。そちらのほうが、
0:40:10	当院 4 ポツ 2 のところになります。
0:40:15	はい。
0:40:16	こちらのほうを技術基準基準の機能要求からの抽出という形での記載をしております出入口基準規則のほうも抽出に用いますけえと幼児期に
0:40:31	ジェイ・エム・エスの説明書に記載してあります様式 2 のところを持ち出しまして条文の要求事項、それに対応する設備という形で抽出をしているという形で記載をしております。
0:40:46	それから、
0:40:49	事業許可との整合性という話ではちょっと戻りますけども、4 ポツ 1 の(5)のところはどう色塗り
0:40:59	もう事業許可のところの色の利用しまして、ちょっと順番前後しますけども、主要設備リストのところには抜けがないかどうかを見ていくことをやっております。それは 4 ポツ 1 の(5)のところに記載してますんで。
0:41:18	ちょっと順番前後して申し訳ないんですけど 4 ポツ 1 のところに設備図書からの抽出という形で記載をしております。こちらのほうに関しましては私たち今までありますが、P&IDとか、
0:41:33	設備投資の関係のところを見ていまして、基幹系の抽出をやっていってるというような状況です。それを主要設備リストに記載をして、前年の方のいろんなイトウ使用設備取引リストに
0:41:50	記載をしてピックアップをしているという形で記載をしているような状況になっております。
0:41:59	それから、
0:42:01	等ですね。
0:42:04	6 ポツのところの
0:42:11	既設塗料ごとの体系一覧表に記載の規模大きく説明ということで、こちらのほうをトンボある二重丸①②参画となっているものに対して、それぞれなぜなっているかというような説明がないということで御指摘をいただいておりますので、その内容を含めて記載をして、
0:42:30	それからテント関係どこで別冊と言ってますけども、別冊のほうに
0:42:39	常備資料ではなくて、ダッチャんと公開できるような資料をつけるようにという御指摘がありましたのでそれをつけているというふうな状況になります。
0:42:47	そのいろいろな結果をもちましての添付資料 1 位の網羅性、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	農協覚えと作り上げております。
0:42:59	縦軸に各設備関係を記載して横軸に条文を入れて、基準規則の条文を記載して該当するから該当しないかと。
0:43:11	いうところを記載をしているというような状況です。赤字で書いてあるところが今回の改訂しているところでどうなっております。
0:43:21	参考のほうには° じゃどういような資料をになるのかということで、関係のまとめたものをつけております。
0:43:31	次のページに入ります。
0:43:34	レベル 1 のほうは設備図書の冷凍色塗り図のところになります。別冊には先ほど説明しました技術基準規則条文から機能、それから設備をピックアップするというので様式に
0:43:50	作ってそれから地上設備リストのほうに反映していると。
0:43:54	いう形です。別冊資料 3 に関しましては、事業許可の色塗りと地上設備その整合を見ていくと。
0:44:03	それがないことを確認していくというような形で° 出てるでそれを踏まえて、先ほど説明しました添付資料 1 の網羅性の表、
0:44:14	そういうところに落とし込んでいくというような状況になっております。
0:44:20	前回の変更に関しましては以上になります。
0:44:28	規制庁の石井です。それでは規制庁側からコメントがあればお願いします。
0:44:37	規制庁の尾崎です。
0:44:43	まず最初にちょっと質問からなんですか、先ほど説明いただいた 2 ページ目のところで 4.1(4)でいくつかぼつぼつで
0:44:59	分類分けをされているんですけど、この分類の定義をちょっとまず最初にクラリファイしたくてですね、最初の一番上にあるその基本的安全機能安全機能として直接が関係直接要求がないものと 2 番目の
0:45:17	直接要求がない日設備。
0:45:20	さらに言うと
0:45:22	三番目の監視以外の計測設備ってあってですね、まず 1 番目と 2 番目の違いはなんでしょうかって言うと、3 点目についてはこれ以外その監視以外はもうやらないってことなのかどうなのかその辺りちょっとこの定期のイトウを敷いていただけますか。
0:45:42	場合によって変わるベースマットのスギヤマです。1 番目と 2 番目とダブってるところありますけども、2 番目のところに時設備というのがもう時番目のポツの中に見込まれるという意味合いでここはダブっているというような状況になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:58	3 ポツ目の基本的安全機能の監視以外の計測設備ということですがけれども、所西に関しては例えば空気圧縮機の温度監視をしているものとか、そういうものがありますので、それは直接
0:46:15	基本的安全機能
0:46:18	それから安全機能には影響がないというもので不要というふうには思ってここでは除外という形で書いています土佐的な、そんなものでしょっていう、
0:46:35	そうですね上の 2 番目のところなんですけども、こちらのほうは直接安全要求がない日設備ということなので、今回当初は空気圧縮設備を除外をしていました設工認対象設備から、
0:46:50	° 除外をしておりましたが、今回対象ということでもいいと言われていまして、これが対象になります。ただ、空気圧復旧設備のどういった席のほうを冷却するための性格系統ありますので、それはF2 時設備として考えて、
0:47:09	除外をするということで考えております。
0:47:20	規制庁のオザキですイトウ何となくはわかったんですが 1 ポツと 2 ぽつはダブって 2 ポツ目は空気圧縮設備の何かその冷却設備でこの一覧表には載っていない。
0:47:37	ということで、3 ポツ目は、
0:47:40	空気圧縮機の本当監視ってということ今言われたと思うんですか、安全機能を有する設備以外については、
0:47:54	もうここではできますっていうことを、3 ポツ目に入っているんですか。そうですね、或いはその他のフルヤまでと基本的には安全機能に関わるもの以外は管理設備をはじめていくということについて考えてます。
0:48:09	何よりも使用済み燃料貯蔵施設で重要なのは、別途金属キャスクの監視というところになりますので、そこはしっかり見ていくとそれ以外は除外していくっていうことで考えております。
0:48:25	考え方は理解できる場合は、
0:48:29	失礼しました除外ではないですね。はい、それはやっぱりそのすいません規制庁の恩田ですがその前提に立って、今の定期でこの 4 ページ目のその添付資料 1 っていう講じらずらと設備が並んだ。
0:48:47	ところの表を見ているのですね、二重丸とか本丸とか参画とか、いろいろ記号があるんですけど、今、
0:48:57	定期が、
0:48:59	この⑳まで困るところとどう繋がってきんのか何が書面上よく見えなかったんですか。もうちょっとイトウその 3 ページ目に、いろいろ判例を書かれていますので、そこをどう繋がるんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:17	はい。
0:49:27	FRSの一つのスギヤマです。基本は添付資料 1 号炉正の表のところですが、縦軸に関してはこれは設備の市況上げているという状況になります。
0:49:43	あと記号が道路に該当するかということですけども。
0:49:48	°そこはですね。
0:49:52	すみません、話を下げてすいません規制庁だけで、これはあれですから、今のスギヤマさんの話だとかいうものは除外っていう概念だっていうことだから、こういうクライテリアで除外した結果、二重丸までとか参画なっただけっていう理解ですか。
0:50:09	そうですねは系統最初カラオケ水は選んだとこ結果がそうなんだけどなので、
0:50:17	そう説明したデータベースの藤山です。当 20 万等を止まるに関しましては、先ほどの資料のほうでフローがあったと思いますけども、それに該当するものになっていくというような状況にあります。
0:50:33	二重丸の基本的安全機能のもの、それから①に関しましては、基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの、これは洞道天井クレーンとか、搬送台車に該当するようなもので 20 までは先ほど別で言い忘れましたけども、金属キャスク関係のもの。
0:50:52	というところになります。そうしますとその重要なものを、重要度に応じて物を考えていくという形になると、それは先にも選ばれてしまうという形になっていくというふうには思っていますので、ここで
0:51:10	4 ポツ 1 の(4)でトリーたいのは、
0:51:15	設工認対象設備として対象外とするものは何かということをとりたいがためにこここのところは作っているというような状況になります。
0:51:24	そうすると、基本的安全機能案、それから安全機能に該当しないものというのが基本は要らないのだろう、設工認対象設備ではないだろうということで考えて、それ以外に何かあるかと。
0:51:39	融点米国は記載しているというような状況です。
0:51:43	規制庁もうだけする考え方は理解できましたが今ちょっとその話は理解できたんですが、その対象外とするクライテリアだっただけだっただけという事は理解できたんですけど。
0:51:56	他方で、これ 4 ページの一覧表のところだと色塗りがされて何かこう対象外設備ジュシ設備とかですねこれ
0:52:11	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:12	20 設備ですか、あと、そういったものは色塗りになっているんですが、この辺り損もそもも実施設備の扱いがこの資料でちょっと不明確だと思ってます。
0:52:27	基本的に、これ、
0:52:30	どうして 10 設備でいいのかとかですかね、何をもってその実施設備にするのか、例えばその許可のときだとちっ設備であっても添付書類で変えているっていうことありましたし、その辺り抽出の過程でどうやってこれ実施設備にしたのかとかですかね、その辺りをもうちょっとここに
0:52:49	記載いただきたいと思っていますがいかがでしょうか。
0:52:54	YKT等、
0:52:58	パレスむつのスギヤマです。スケート自主設備に関して、ここに記載のするの かしないのかとか、そういう面で足りてないという御指摘だと思いますので、この点は直していきたいと思います。
0:53:14	よろしくお願いします。
0:53:16	あとすみません私からもう 1 点は 4 ページ目の表のところなんですけど、これはこれで一覧表としては見やすいんですけど、基本的にこれ要目表っていうか
0:53:32	レベルでしっかりここはちゃんと確認したほうがお互いにとって漏れがないと思いますので、もう少しその要目表レベルでここを来細かくっていうかですね、そのレベルに合わせた記載にさせていただいたほうがいいかなと、これはこれでも、
0:53:49	一覧表として見合わせていいと思うんですけど、これこれだけじゃなくても、もう少しブレークダウンをしたものが必要かなと考えています。いかがでしょうか。
0:53:59	冷凍あるベースのやつのスギヤマでそういう添付資料の 1 に関しては
0:54:05	設工認に対象する設備という意味合いで記載をしているという形でそれで今おっしゃっている絵と要目表のレベルです。
0:54:18	別途要目表に記載するレベルまで、どこで作るって言ったほうがいいのかということをおっしゃっているところでよろしいですか。
0:54:27	ですねこれはこれでもいいと思うんですけど、もう少しブレークダウンした 4 目標レベルのこういう一覧的に網羅網羅して見れるような書類も必要かなと思ってますその理由は、今申し上げたように、これだけだとなんか若干
0:54:43	もう漏れてしまうっていうかですねお互いの認識でちょっと抜けているところがあるかもしれないので、
0:54:49	そこはあったほうがいいのかと思ってますがいかがでしょうか。
0:54:53	補足です。すいません。規制庁コサクですけど、
0:54:59	概念的に全体像を見せるということを今オザキが言ったように、設工認の手続きとして、一対一対応でチェックをしていくという視点。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:13	があって、全体像を見せる上では有意義なものだと思うんですけど。
0:55:18	手続きをきちっとやっていくという意味で、今オザキって言って原燃の方は添付書類 3 ですかね、添付の最初にリストアップするということは設工認としての図書ですから、
0:55:34	要目表とカトウ整合させて一対一で潰し込んでいくと、これは第何回で申請するものです。これは第二段階の基本設計方針の中で新設するものですよということがわかるようにしていくってということで今作業を進めています。
0:55:52	その点は認識されて今お話をされているんですかね。
0:56:00	アカサカですけど、そもそもまず我々ちょっと答えを出したいのは、この縦軸にしろかかっていう話をしたいんですよ。
0:56:11	成長性ですけど、規制庁コサクですけど、縦軸の考え方が現年度今やってることと違っているけどどう考えてるんだっていうことなんですよ。
0:56:20	内容に入る前
0:56:24	我々アカサカですけど我々の参考資料が何かについてますけど、別冊資料、このように沿ってですね。
0:56:32	3 の要求事項も確認して、
0:56:36	線量二つからも全部リストアップしてこういう結果を出したというのが一つの答えだと思っているんです。
0:56:42	別にお嫁さん年度ともRC分かれることもあるし、すいません。規制庁コサクですけど、やり方の話をしているのではなくて、生活成果物として設工認図書本文と整合のとれるものを作ってくれと言っているだけです。
0:56:58	成果物をそこまでの制度ともものとして出していたかできない限りは、認可はできません。
0:57:04	以上です。
0:57:08	RMS六つのスギヤマです。今コサクさんがおっしゃってるのは、例えば添付資料 1、4 ページ目のところの縦軸に掲げている機器に関して別途設工認対象となっているものの、土曜目標を作り 1 機ずつ作り上げて、
0:57:27	それを束ねていくという形でよろしいですかね。
0:57:36	規制庁コサクです。
0:57:39	1 基ずつ上げてというところで、
0:57:44	これがですね、業で分けるのか、これは考え方がいろいろあると思うんですよ、縦軸のナンバーの 123C という連番をもう要目表の一つの表ごとにするのか。
0:58:00	今やっているところでは例えば
0:58:04	No.8 のところですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:08	これの
0:58:10	供給設備ではくっってますけど。
0:58:14	圧縮P長そう。
0:58:18	除湿装置配管というものが4目標としてここに分かれるのかそれとも設備の中のパーツとして登録されるのかということによってまた違ってきてて、
0:58:32	分けるのであればこれは8-18-28-3ということで管理をするということなのか。
0:58:40	そうするのかと。
0:58:42	というようなこと。
0:58:44	というのが
0:58:46	本文としてどういうふうに取り扱っていくのかっていうのがここでも意識合わせをしておいたほうがいいと思っていて、内工
0:58:54	いつどういうふう処理していくのかっていうのがまたはキックバックあの管理しにくくなるってことだと思うんですけど。
0:59:01	そういう観点で見てこのリストのナンバリングの仕方っていうのをどう考えますでしょうか。
0:59:10	すみません、ちょっとその前にアカサカなんですけど、2回目の申請もそのよう目標は達成規模でないわけですよ。
0:59:19	要目表だけが出ないかをここで議論するっていうのが1回の申請時の必要事項だということですか。
0:59:26	規制庁コサクです。ご認識の通りだと思います。第2回の要目表自体を出す必要はなくて、そうしたら申請したことになっちゃうので、4目標自体は出す必要ないんですけど、第2回で4目標としてこういう単位で出しますよと。
0:59:41	いうことをこのリストで示すということです。
0:59:46	それであれば、縦軸に活動ですけどそれであれば縦軸に腰部強度偽装してます。
0:59:54	うん。
0:59:55	規制庁コサクですけど、そういうことを言ってるんですけど。
0:59:58	失礼しました。私からです。
1:00:02	トータルベースごとのスギヤマですね。そうしましたらこの縦軸に書かれてる系統欄ごとに作っていく或いは欄をこの中に例えばた複数あるものに関しては別途分解して作っていくというイメージを考えてますけども、
1:00:21	これ縦軸400×1、
1:00:25	規制庁コサクです。それで構いません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:29	縦軸のところにここで機器設備で書かれてるところを(4)、(4)目標記載事項農協対応として、
1:00:40	すみません、表題とかを別にこだわりませんが、内容がちゃんとそれに対応したものになっていれば、
1:00:47	過不足あれだったらまた関連しておりました系統では、この添付資料1のところも、今のNo.の横にあります機器設備というところを括弧要目表記載事項。
1:01:02	記載項目って形で書けばよろしいですかね。起債切っているかな。
1:01:08	規制庁コサクですけど、何を言われているのかよくわかんないんですけども、その項目その用語自体はどうでもよくてですね。
1:01:18	要目記載事項になっている機器名を全部開けてくれって言ってるだけですよ。
1:01:27	アカサカです。今具体的にどこに決めるしか書いてないんですけど。
1:01:33	来農道。
1:01:37	外にと違うがその下が、ごめんなさい、女神落丁規制庁コサクですけどちょっと誤解があるといけないので申し訳ないと要目表、シヨウこっち要目表ですかね、要目表に書くものについては要目表の表単位
1:01:56	精鋭どういう登録をしていくかっていうのがわかるように機器名を上げていただく必要があるということなんですけど、要目表に書かない、基本設計方針で設備を書くと、
1:02:08	ているものをそちらだとグループさんって言ってたんですけど。
1:02:13	についても、ここではリストアップしなきゃいけないので、さらにはそれ未満ですけどっていうものもリストアップされるんでしょうから、あまりその上位のものだけに意識を向けて書くとおかしくなりますよね。
1:02:32	あるベースのスギヤマです。今上のほうで機器グループという形で記載しております。
1:02:41	一番上の必要状態のところとそこにあるところと①②-1②-2、③という形で記載しております。①、②-1、②-2というところは、
1:02:56	これは要目表を作っていくというような形で考えておりますので、それがちょっとそこまで記載出してませんけれども、そういう考える要目表ができ上がっていくというイメージになっております。
1:03:13	規制庁川崎ですけど、それは理解してて、
1:03:17	好みだったらその縦軸の細かさがですね、①から②-2まで、
1:03:26	要目表の単一探イトウ合わせて作って欲しいということです。一方で、③なりというものは、少なくとも基本設計方針で書く。
1:03:39	機器名設備名といったことの単位で変えていくと。
1:03:44	いうことが必要なんだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:50	というのも、先ほどのオザキの最初の質問もそうなんですけど、そういう話をここでする必要があると思っていて、そうすると、一番最初の私のコメントになるんですけど。
1:04:05	設工認の使用費用目標で何を書くべきか。
1:04:11	どういう単位で書くべきか。
1:04:13	せよ目標ではないけど、基本設計方針で書くべきものは何か。
1:04:19	等にどの程度書く必要があるかという。
1:04:24	申請書の作成。
1:04:27	方針というものが議論できてないと、このリストアップの作業の精度が固まらないですよ。
1:04:34	っていうことで、そちらの議論をちゃんとしないと、この作業できませんよっていうことを最初にお伝えしたんです。
1:04:42	で、皆さんの影響の補足 003 は、そういったところがあまり書かれてなくて、
1:04:51	グループ一致ニイさんの考え方は先ほどの 001 と少し膨らませたような形で書かれてはいるんですけど、これでは分解制度までは辿りつかないんですよ。
1:05:05	そういったところをしっかりと議論する必要があるということでさらにグループさんの下になっている先ほどお話のあった、
1:05:15	対象外にしていいよねと思う。はい。
1:05:18	いうことについても、002 のほうには会見か 003 のほうには書いてないので、
1:05:27	また議論がどこでどう議論したらいいのかもわからないという資料に今なっているということです。
1:05:38	それで、ごめんなさい。もう 1 点だけ対象外にするというのをオザキのほうから間ここに書きたい意味はわかったということでわかったと言ってるんだと思いますけど、具体的にどこまでが必要ある、ないっていうところを明確に
1:05:55	線引をするという意味で記載がちゃんとできているとは思ってなくて、それを整理をしてくださいね機能宿題だと思っています。以上です。
1:06:08	アカサカですけど先ほどですね要目表書くか書かないかっていうのは再掲スギヤマ説明した通りですね③と③以外になるんですが、これがですねしっかり書かれてないので縦軸をですね、もう少し整理しながらですね。
1:06:22	一つのポイントに合わせてですね、整理できるだろうと思います。
1:06:26	あと最後に言われたんですね、除外するやつ、これをですねたしかに機関から個人とかですね先ほども少し出しましたが、設備とか、そこら辺についてもですね少し私汚いっていうご指摘ですので、そこら辺はですね少し改善してですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	資料のほうに反映していきたいと思います。
1:06:47	はい。
1:06:49	規制庁コサクです。よろしくお願いします。それですね、それをどこで整理するかなんですけど。
1:06:56	原燃のほうでは、こちらでいう 003 の資料、
1:07:01	の項で、そういうものを入れてます。
1:07:04	入れてますっていうか、まだヒアリングやってないんですけど、入れて議論をしてそれを持って
1:07:13	抽出作業というところの制度を明確にして作業していきますっていうことでできています。なので、現在の資料を見る場合には、そちらのほうを参考に作業していただきたいということで、
1:07:28	今だと 001002003 でちりばめられた感じで今説明が今書かれていますので、それを今の点をどこでまとめるのかっていうのを社内整理をしてですね。
1:07:47	またロジックペーパーのところの説明をしたところで、ここで説明をして、こういう作業に入りますっていう資料館の流れっていうのもわかるようにして説明。
1:07:59	していただければと思います。よろしくお願いします。
1:08:04	アカサカです。ちょっと 003 また説明しないんであれなんですけど。
1:08:08	そこら辺をですね考えてですね、2 回ということですね、フィードバックかけていきたい。
1:08:14	ただその前にですね、日本原電さんのやり方が違うよとされているそのさっき言った抽出、網羅せそ壊れないかという問題ないっていうことでよろしいんですかね、そこは我々も聞かないと先に市政長ですね、各部なくなってしまう。
1:08:31	規制庁コサクですけど、まずはどこまでをどういう枠として対応しなきゃいけないのかという考えを整理をしないと、結局作業がうまく進まないというのはおっしゃる通りなので、なので今考え方をちゃんと示してくださいっていうふうに
1:08:49	指摘をしているところだと思ってますんで、別の的に今日の別冊 1 ですかね、A のところでリスト上げつつ、系統図とチェックをしていってという作業自体はおかしいものではないと思います。
1:09:10	あとそれから鉄じゃないやり方としてはですねこの僕やり方をですね、辞めさせていただきながらですね今言ったコメントですね範囲からですけども、よりわかりやすく、
1:09:20	抽出の網羅性がですね、しっかりできたという説明をさせていただきたいと思います。
1:09:25	その上でですね、次に進みたいなと思いますけど、移行しながらですね、123 を整理していきたい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:09:30	わかりました。以上です。
1:09:34	規制庁コサクです。よろしくお願いします。123 の、或いはそれ以外といったところの考え方が整理をされると、場合によってはその考えが少しずれがあったということだとすると微修正が入ると。
1:09:49	ということで、
1:09:52	そこをつけ直すだけでリストの主中の修正ということもありますけど、場合によってはその考えだと、こちらもピックアップしなきゃいけないか、或いは分割して書かなくちゃいけないかと。
1:10:05	というようなことになればまたその縦軸の修正も入るということでの的にフィードバックをかけながらやっていただければいいんだと思います。
1:10:17	丸栄システムズのスギヤマです。ちょっと一度確認なんですけども、今回そのM網羅性の表添付資料の1のところに出てきた設備が要目表に上がってきてへえ。
1:10:33	整合しているということをちゃんとしっかり整備するようにすることで整理作業をやっていきたいと思っています。
1:10:42	以上です。
1:10:45	はい。
1:10:50	この規制庁の石井です。
1:10:52	ちょっと認識が共有だけなんですけどさっきあのアカサカさんの方からあの縦軸のほうをちゃんと分割していきますの考え方の中に機器グループのところにある2-1とか1とかの中では多分さん以外のところで細かく分けていくタケオカをもう1回見直しますっていうことなのかなと思ってなんですけども。
1:11:13	その認識はよろしい正しいでしょうか。例えば17番とかであれば使用済み燃料貯蔵建屋の中に三つ項目挙げてますけど、これ三つの項目それぞれ要目表を作っていくということで分割していくっていうふう
1:11:30	もう1回見直しますというふうに宣言していただいたという理解でよろしいですか。
1:11:35	サーベランスのスギヤマです。今ご指摘の所通り系統業務目標昔用電気工作物単位で書かれるような要目表をちゃんとわかるように、一つの欄で変えていくという形のほうが、
1:11:52	今後の審査でわかりやすいということでよろしいんですかね、そういうふうに整理しようと思いますけども、
1:12:06	規制庁の市立すいませんそうすると今の僕の指摘とはちょっと違うやり方になるということです。例えば17番の例にとると、もうちょっと細かく分かれるってということです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:17	そうですね
1:12:20	業務目標これ分割して書くのであれば分割して書いていくっていう形になると 思いますけども、
1:12:27	昨年度東京事務所テラヤマです。ちょっと建屋の関係につきましては、今日標 としました。この三つに分けて書くことで想定しておきたいか姿勢で分けて出す ことで想定しておりますので、計画の方。
1:12:44	例えば共用しますと、ここで修正をかけたいと考えております。以上です。
1:12:52	アカサカですけど少し考えさせてください。
1:12:55	売上高という書き方というか、それで見たら自体悪い要は③の差別化するの かなという気がしてますので、
1:13:04	そこら辺をどうやっているの目標と内容できるかという形で表に落とし込みだと 思いますので、少しさんブログづくりながらですね。ええと議論させていただけ ればと思います。あらかじめですね、もし必要であればですね、ご相談したい なと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
1:13:23	規制庁石井です。その点わかりましたじゃ急ぎそこはお願いします。それから ちょっと精査戻ってしまうんですけどさっきの除外設工認対象外とするいくつか のポツのところって、今こちらからも質問した通り、これはどういうものなのかつ ていうのがわからないので、例えば今後ちょっと検討
1:13:43	特にこれ全部上げろっていうことではないかもしれないですけど、具体がわか らないとそれが本当に重要その考え方として妥当なのかどうかかわからないの で、こういうのが見てもらうっていうのもう一つ1ポツ2ポツは全く同じものだ ということダブってますというご回答だったという理解でよろしいですか。
1:14:04	サイクルゲート2ポツのところの理事設備のところを言いたいがためにレポー ト作ってるのは急いで基本的には一緒です。
1:14:14	規制庁コサクですけど、これ記載はオザキ噴いた通りなんですけど、よくなく て、
1:14:21	安全機能として直接要求がなくても間接的に関連するものは書きますというこ とで、その次のですね、③とかにあるわけで、それが③で入るはずのものがこ こでリジェクトされるみたいに見えますから、
1:14:39	後ろで分類するもののさらに外だということがわかるようにしっかりと整理し、 それに対応した整理をしていくということだと思います。
1:14:52	早速資料から来てるんだよ。
1:14:56	うん。
1:14:57	縦軸、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:01	パラリンピックもちろんスギヤマです。4 ポツ 1 の(4)の記載の仕方、それから③の以外になるような
1:15:10	なるような場合表現ですよ。そうなるようなものに担当し直したいと思いません。
1:15:20	以上です。
1:15:21	規制庁石井です。よろしくお願ひしますと規制庁か他局がありますでしょうか。
1:15:30	規制庁コサクです。先ほどの建家の話のところで少しお話ありましたけど、要目表をそれぞれどういうふうに書いていくべきかという話がないと、やはり縦軸が固まらないということは御理解いただけたと思いますので、
1:15:49	具体的にどこまでどの程度っていうのは、実際の新生界でっていうことにはなるかと思ひますけど、まぐ概念的にこういう設備はこの程度のことを書いてきますっていうのはやはり考え、考え方として今回整理をして対応いただくと。
1:16:07	いうことになるかと思ひているのでよろしくお願ひします。
1:16:14	アカサカベースで了解しました。
1:16:20	です。
1:16:24	時ももちろん新流通今の 002 の関連別冊今回 1 から 4 まで出していただいているんですけども、別冊 4 のほうでは
1:16:37	情報の考え方が、
1:16:40	すみません
1:16:42	富雄等にしていただければ、これからぶってしまうので、
1:16:47	あれフェイスがあるかもしれないんですけど見劣りしてもらえればと思ひます。べしとピンクの設備ごとの整理になっていて条文ごとの考え方がわからないという形になってるんですけども、適合性の確認としても載せ一貫性が議論できないというふうになっちゃうんですけども
1:17:06	条文ごと等、一方で別冊 2 のほうは、機器ごとに整理している失礼別冊 2 が条文ごとで別冊洋画機器ごとに整理しているというふうな理解で正しいでしょうか。
1:17:23	はい。
1:17:29	RBスムーズのスギヤマです。別冊 2 に関しましては、これは技術基準の条文ごとの整理になっているという状況ですね。
1:17:40	それから別冊 4 に関しましては、設備ごとの当用給をまとめているというような状況になっています。
1:17:51	逆に設備から条文の中に該当するかというところの整理になっているというような状況です。規制庁の石井です。そうすると別冊 4 のほうは、どのような考え方であるとか二重丸をつけたかという。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:10	区分を考えればいいということですか。はい。別冊 4 は当設備に着目して条文に
1:18:19	に該当するか該当しないか丸とか二重丸が①とかがどういう考えに基づいてなってるのかというところを記載しているものになります。
1:18:31	規制庁の石井です。それで簡単にイトウ別冊用語こういろいろこう見比べてこちらでも確認させていただいたんですけども、その一貫性という観点から別冊本来は別冊 2 の
1:18:47	要目表の対象っていう欄は、今別冊 2 が 0 になってるんですけど、本来ここがいかか 25 万ロッカー②-1 とか、対応がきちんと整理されないと
1:19:03	何となくフェーズストック 4 の考え方の 2 の考え方がちょっと合っていないんじゃないかっていうのと、別冊 2 の中でも、各条文で書いてるそのマル。
1:19:18	他設備に対して同じじゃないようなところがあるんですけども、その辺の考え方はどういうふうに整理して高校生のまとめるんでしょうか。
1:19:32	別冊 RS 六つのスギヤマでそういう別冊 2 に対しましては様式に技術基準の要求や解釈、それに基づいて対象になるかどうか。
1:19:47	要目表があるかどうかというところで記載をしているというような状況です。
1:19:53	西洋式人月ところに関しましては、どこがドイ切りなり迷う目標対比拠出対象かということで丸バツになってくるんですけども、他の原子力事業者の方から持ってきているような様式になりますので、
1:20:09	いきなりその発電の方で別表の体に係る指定記載されてる設備が、そのまま直接入ってくるのかなというふうにイメージでこの帳票がつくられているというふうに認識してまして、ちょっとそこに丸が入ってきているという状況です。
1:20:29	規制庁コサクですけど、あの炉の場合は別表が定まっているので、判断基準が明確ということなんですけど。
1:20:37	各年限に於いては、それが明確じゃないのでこういう議論になっているので、それで皆さんは①、②-12。
1:20:48	③というようなことの種類をしてそれぞれの考え方を推移して、どういう扱いかっての整理をしましょうということですから、できればですね、別冊 4 で整理をしているものを別冊 2 のほうにも展開しています。
1:21:05	〇ってやなくてそっちの方に移しかえていただくと、
1:21:11	当書類間でのそごがないということのチェックにもなりますし、その条文が全体としてどういう扱いのものとして構成されてるのかっていうのも見てわかるということで見やすくなるかなと思うんですけどいかがでしょうか。
1:21:30	アカサカ別表示を表示します。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:37	規制庁石井です。よろしくお願いします。その資料同所塗装インド確認しようと思ったときに、やっぱりちょっとそごというか、確認ができない部分があるので、ぜひここは、ただいまの出席に基づいてお願いします。
1:21:53	別途あるベースを別のスギヤマです。今おっしゃってる別冊 4 の二重丸①②という内容が減って向こうの様式 2 のところの入ってくるようにと修正を
1:22:09	していこうかと思えますけども、
1:22:12	規制庁石井です。まずそのポイントは、それでお願いします。起振保管の整合とか、最終的な妥当性判断のときに、そこが合っていないとどっちを判断として考えればいいのかちょっとわからない部分があったりするので、よろしくお願いします。はい、4 式のパレススギヤマですよ、式の
1:22:32	いろいろ項目もちょっとあわせて考えたいと思います。以上です。はい。
1:22:38	それから、ちょっと今の関連で細かい話になってしまうんですけども、別冊 2 のところの、例えば考え方で
1:22:50	例えば第 7 条の火災に関するところの 2-16 ページをちょっと見ていただいて、
1:22:59	火災感知設備っていう欄のところは 2 の 16 ページだと全部丸になってるんですけども、一方で
1:23:11	右の 18 ページの火災感知設備、これは 13 条安全機能を有するに対応してるんですけども、ここは二つ目のところがバツになってるっていう、この違いっていうのは、
1:23:27	こういとかく情報によってマルバツのつけ方が違うっていうのは何かきちんと整理をされて、考え方として今あるというふうに理解すればいいんでしょうか。特に例えば、
1:23:43	既設工認に記載があるかないかの丸バツのところは今、火災のところだと、一方はなんて一方バツになってるっていうのは、常務会資料としての記載がないというふうに理解すればいいんですかね、何かマルバツのつけ方が、
1:24:00	各設備によって違ってるところの考え方がちょっとよくわからなかったんですけども。
1:24:11	遅い関係。
1:24:14	当局側で答えられます。
1:24:16	正式な系統東京事務所からはですね、基本的に方法に来てるか続いて、同じく 2 では同じようにさそうなんですけど、例えば、
1:24:34	2-2-16 ページ。
1:24:42	以上
1:24:46	もちろん、防火水槽バックが丸とし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:58	次の 8 ページです。
1:25:09	はい。
1:25:12	はい。
1:25:16	規制庁CSRには 18 ページ、ちょっとあんまり時間をかける、これは、
1:25:24	はい。
1:25:26	すみません、ちょっとこれはなかなかきちっと確認して、また改めて開催いたします。
1:25:34	はい。
1:25:36	はい。
1:25:37	今、規制庁浸水想定していただいているところの火災だと。
1:25:44	既工認のところはバツになってますよね。
1:25:49	はい。
1:25:51	まず、
1:25:57	ページ。
1:25:59	18.8 のほうが続くと。
1:26:05	結果的にはかかってですね、茶飯事とかそういう
1:26:11	ここが 0.85%。
1:26:16	はい、ちょっとこれ確認いたします規制庁一緒です。そういう意味で全体きちんといろんな設備を書く上で書いていただいているんですけども、例えば添付書類 6 のところでも一方ではまるなったり、そこでバックなったりするところがあるので、
1:26:33	ちょっと性棒がきちんとしていないのかなと思ったのでそこは適切に確認をお願いします。
1:26:40	もし片方がまるで片方がバツになるならその考え方を適切に説明していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。大切なテラヤマで承知いたしました。
1:26:56	規制庁がほかにあります。
1:26:59	先生専門検査官の千葉です。一つだけよろしいですか。
1:27:05	はい。
1:27:07	今受けて
1:27:10	002 の添付 1 については床の皆さんからそれぞれ意見出てらっしゃるんですけど検査する側が検査を担当してる側からの一言言わせてもらって、つけかえさせていただきますと、検査対象になるかどうかというのはこの京極進歩整理できてないですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:28	これが対象にならないって、多分計算する際にすごくもも異なりますので、ここの整理というのは今まで今参加議論されたのをきちっと踏まえた上できちんとして整理してください。そうしないということで計算する際に、
1:27:43	逆に止めることになりますので、よろしくお願いします。
1:27:49	我々スムーズのスギヤマです。凝縮器に検査対象としてしっかり書くようなこと。
1:27:57	承知いたしましたの検査対象は幼児期 8 露頭と思ってましたけれども、
1:28:04	そんな含めて、余別詳細的な塑性何度にバックアップを書くのはこれから傷つく整理していただければいいかと思しますので、
1:28:16	今はクドウ記載の具体的な記載方法についてまだちょっと抜けつもありませんが、金庫さん検査体制になるなら整理だけは危惧するためにもこういう日の整理というのを気にしていただきたいということだけお願いします。
1:28:31	はい、わかりました。それでもスギヤマです。了解いたしました。検査対象になることも踏まえて様式をしっかり見ると整合とっていくということは了解いたしました。以上ですお願いします。
1:28:45	規制庁イシイです他お願いしますカミイシサお願いできますか。はい、すみません、規制庁の大滝です。ちょっと割り込んで、etでしょうか。はい。
1:28:55	先ほど医師の方からちょっと別冊 2 の関係で書類間の整合ってことをちょっとコメントしたと思うんですか。ちょっとすみませんあの別冊に東村の先ほど説明あった 0022 との整合もちょっと
1:29:14	どうかなというところがあるんですね。ちょっと補足でコメントさせていただきますと、例えば別冊に徹底してね、これ、2-2 の受振のところ以上のところ以降のところ、
1:29:34	SPCをずらずらずらっと全部ここで抽出リストアップしてくれてるんですけど、先ほど議論しました 002 の添付資料 1 の一覧表の 7 乗以下のところだと。
1:29:50	これを本当キヤスクと課題等、
1:29:54	なんだっけ受け入れ設備の一部しか抽出はされてなくて何かここの整合もどうなってるのかなっていうのがちょっとよくわからなかったんで、先ほどのコメントで何か別冊 2 と別冊 4 は生後、
1:30:11	ちょっと確認して欲しいということを申し上げたんですが、それにとどまらずですね、こういった抽出一覧表との観点でもちゃんと整合とれているのかっていう観点で、ちょっともう一度確認いただけないでしょうか。
1:30:31	毎回変わるベースむつのスギヤマでそういう設計図書類からの成功に関して再度確認いただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:39	以上です。よろしくお願ひします。あとすいませんちよつとついでにっていう話でも別冊にいて、ちよつと気づきの点だけ。
1:30:50	申し上げるス気づきっていうかですね、ちよつと吸収がよくわからないっていう点は何点かあったので、まず五条のところこれ臨界のところですけど。
1:31:03	これは金属キャスク、当然ながら金属キャスクで臨界防止するのですが、
1:31:11	活動の考慮っていうのも確か許可のところにあつてですねその観点で活動の関係を考慮の観点から貯蔵架台っていうのは、ここで抽出しなくつていいのかというのがちよつとよく見えなかつたんですが、ここは、
1:31:28	どう考えてキャスクだけになつてるんでしょうか。
1:31:33	はい。
1:31:40	はい。
1:31:45	東京側で答えられますか。
1:31:55	東京事務所クドウです。当委員会のところで許可のときには活動を考慮しても、委員会にならないようにするっていうことで、それに対しての書きぶりはありましたのでその件についてこの基本的設計が強制権もしない。
1:32:15	高度で設工認のところでもこうですね、つもりです。ただ、個別にちよつとがないですね、外についての扱いについては、許可の段階でも特に
1:32:28	明確に書いてなかつたところに違ふのいわゆるキャスクがどんなに引き続いてもですね。ええと。
1:32:38	引き続いて、とにかくなんか完全反射境界で各団体で評価をしているんですから活動を考慮しても、委員会いたしないつてそういう説明の仕方をしていません。ですので、個別にその貯蔵がに対しての振れているつていうわけではない。
1:32:56	いうことでございます。以上です。
1:33:00	規制庁のほうだけです。考え方理解できました。
1:33:05	そうすると、そうですね、これは何かそれ以外のその場でいきますとちよつと何か抽出が
1:33:13	おかしいとかよくわからなかつたのがですね、例えば7条2項、これ自身のところにて、
1:33:24	基本的安全機能を損なうおそれがないことという要求事項なので本来であれば、ここは聞いてグループ分類したそのグループ1の設備とかですね、あとその津波の話がある。
1:33:42	正門対耐計装あごめんなさい、地震のところだったので、グループ1とあとその波及的影響考慮すべき。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:52	設備っていうのが抽出されるのかなあとと思うんですが何かいい空港と同じような抽出を差し込む化してですね。
1:34:01	効能たりはどういう整理になってるんでしょうか。
1:34:09	丸栄スムーズのスギヤマですすいません今日系統担当のものが地積な不幸でないのそこは改めて回答したいと思います。はい、わかりましたまたちょっと整理状況を教えてくださいで同じような話であと二つ申し上げますと、
1:34:27	その8条の津波のところは、それもよくわからない抽出になってるんですけど。
1:34:35	これも基本その安全機能を損なうおそれがあるってことなのグループ1とか、また、代替計測とかそういったところが、ここで抽出されるのではないのかなと思いますし、あと9条のその外部事象のところも、それぞれのその竜巻ですとか、
1:34:54	もろもろの事象に対する防護設備っていうのが抽出されるんじゃないのかなあとと思うんですが何か影響評価とか何か云々ずらずらずらと書いていて、ここはすみません何か考え方の意味がよくわからなかったんですけど、いかがでしょうか。
1:35:13	説明いただけますでしょうか。
1:35:16	比熱人数のイトウと申します。当間外務処置紙も含めてなんですが、発電の様式2の参考にしてるところもあるんですけども、基本的には訪問する設備本体の設備を防護する設備はピックアップして、
1:35:36	いいですが、評価して問題のないというものについては特に設備をピックアップしていなかったの、同じような記載で
1:35:45	まとめていますので、あまりあまりというか、基本的に設備が上がってきていない。
1:35:50	いう状況になっています。
1:35:55	具体的内容を申しますと、例えば津波ですと、発電の場合はドライサイトですので、傍聴低なりを設置するんですけどもそういったものは、発電の方が上がってきていますが、弊社の場合リストそういった防護設備を設置しませんので、具体的な設備が上がっていないという状況です。
1:36:15	以上です。
1:36:19	規制庁高速ですけど、時状況が違うなら整理の仕方も変えていいと思いますよ。
1:36:26	発電所和合調停を上げておけば、そこで担保するということですけど、皆さんの場合は、すごい仮想的ではあるものの、津波が浸入すると、遡上すること踏まえながらその遡上に対するの対応をとることなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:44	その対応取るものについて明示的にしてやらないと審査として漏れが出てきてしまうので、
1:36:52	その点をちゃんと明確にするのは、この表の意味合いだと思いますけど。
1:36:58	とりあえず六つのイトウです。
1:37:02	ちょっと発電炉等弊社の場合は、おっしゃるように状況が異なりますので、直接なんだろうなっていう防護設備ではないものの、例えば津波でいきますと、立ち上げが半分その防護設備みたいなのも、
1:37:20	持っているということになりますので、ちょっと
1:37:23	坂道の整備したいと思います。以上です。
1:37:31	規制庁の尾崎です。よろしくお願ひしますちょっと今古作も申し上げたように、これだと、本来これ種設備休止津波今申し上げたところはその設備が抽出できてないと我々認識してますので、その辺りももう一度ちょっと考えを整理いただければと思います。
1:37:49	別冊 2 に関して言えばいい町定数であと冒頭この議論の前にイシイからもちょっと話があったんですけど別冊 4 がちょっと何か全体の上見渡せないということもあるので、
1:38:04	別冊に別冊 4 あと、反応を補足資料 002 の 1 設備一覧表ですねあの辺りでちゃんと内等設備 9000 のですね考え方が
1:38:17	一気に通貫っていうかそのちゃんと整合してわかるような資料の位置付けにさせていただければと思います。
1:38:26	以上です。
1:38:31	我々スマートスギヤマですけど今の御指摘わかりましたので反映したいと思います。
1:38:43	はい。
1:38:48	。
1:38:52	規制庁停止神様お願ひします。規制庁加味して、ちょっと話が半分戻ってしまって恐縮なんですけれども、ちょっとこの抽出のやり方については理解するための資料名いただきたいなと思っています低等で 2 点ほど確認させていただきたいんですけれども、
1:39:12	補足 002 の
1:39:17	4 点、次の 4.1 の(4)で御説明されてる内容をやるとしてということですね、4.2 で書いてる内容っていうのはですねちょっと渡せばちょっと結果的には同じようなことをやってるのかなと思ってしまったんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:36	けれども、ここどういうふうに、それぞれどういうふうに考えてここはこういうふうな考えでここに断ってるっていうことを説明いただきたいっていうのと、あともう1点はですね4.2のほうの別冊2の結果がですね結局
1:39:53	最終的にこの公認対象施設の抽出っていうのはアウトプットが4ページの表だったりということになるかと思うんですけど、この4.2の結果というふうに反映されてるのかっていうのは、ちょっとこの資料からわからなかったんで、
1:40:09	そこをちょっと御説明いただきたいと思います。
1:40:17	生徒あるベースむつのスギヤマです。
1:40:21	御質問の4ページのところに関しましては、こちらは設備当初から
1:40:29	既存のP&IDと用いまして各設備をピックアップしているというような状況になっています。
1:40:40	イトウで4凸にののところに関しましては、これは技術基準の
1:40:47	条文から見たところの抽出、設備の抽出という意味合いでなっているというような状況です。
1:40:55	これ例をですね、わかりやすく書いているのが参考のところのページになるんですけども。
1:41:06	はい。
1:41:10	そこです。そのページに影響を
1:41:15	はい。
1:41:17	抽出したものを使用設備リストというところにまとめ上げて、それで統合添付書類の1のところの網羅性の表上施設と条文の待機一覧表の中に戻して、ほんで今度というような
1:41:34	作業をしているというような状況になります。
1:41:42	規制庁店ネットまんまちょっと反論よくわからなかったんですけど、リレーション4.2の結果については4.1の結果とさせて最終的に結論でしたっていうことでちょっと具体的な作業は、
1:42:02	わからないんですけども、反映させるっていうことだと思いますけど、一方でやっぱりその4.1の(2)、(4)ですね、ここの部分っていうのは、ちょっと書いていることっていうことだったとは思うんですけども、4点のみと。
1:42:18	何が違うっていうのを御説明いただければという。
1:42:27	はい。サービスむつのスギヤマでその典型のE-4は今設工認対象設備じゃないものをどういうふうに考えますかというところで挙げてますので、
1:42:39	そうですね、4ポツには技術基準との対応ですけども、
1:42:47	それに内容も踏まえての話になるかと思います。
1:42:51	例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:53	なんですかね、ドレン配管とかは、この主ライン主たる機能を発揮するものではないので除外しますよっていうのは、例えば手続きガイドにも
1:43:05	炉側のほうの手続きガイドのほうにも書かれたと思いますので、同じようなところは上げてきているというような状況です。ちょっとこの(4)が
1:43:15	トークとこ一定ですかねここにはなじまないのかもしれないんですけども、そういうことも踏まえて検討したいと思います。
1:43:25	規制庁カミインです。ちょっと今説明も聴きながら読みながら思ったのは、(4)のほうは対象加工じゃないかというの判断伝わっていくことで、4 ポツ 2 行は、当然そこは対象かどうかじゃないかで見ている。
1:43:43	内容ではあるけれども、何と何条に対応するかっていうのを整理しといて、関西さん。
1:43:50	はい。これ別々のスギヤマでそれで豊松 2 はあくまでも技術基準の基準技術基準規則のほうの条文に対してどの設備が対応かというふうな話になります。
1:44:03	ベース設備として対応するんですけども、その中で、例えばドレン配管とか関係ありませんねということが(4)の中でうたってるという意味合いが持ってるんですけども。
1:44:15	逆に言えば対象となるものは主たる流動ねらうものを捨てる機能を発揮するものが対象になっていくというのが、もともとの原料にあるというのが、
1:44:27	さらにですけれども、その対象外のところ、(4)で書いてるだけっていう状況です。以上です。規制庁コサクですけど、ちょっと私がフォローするのもどうかと思うんですが、Guideの話も言われたので、
1:44:43	ガイドで今参考にされたやつは機能としては、申請対象ではあるものの、その附属物としてそこまでは設工認として扱わなくていいですよっていう範囲なんですよね。一方でここで例で挙げられているのは機能で配付話を書いちゃっているんで整合してない。
1:45:00	ですよ。で、その機能としての扱ってっていうのは、4 ポツ 2 のほうで議論することじゃないですかっていうふうな疑問が出てきちゃってるということなので、まず最初に話したように、この除外といったところの話をちゃんと整理をして、
1:45:15	ちゃんと切り分けられるようにするということで対応ができるんじゃないかなというふうに思います。あと
1:45:23	それぞれの作業において、etの単位とかですね、そういったところが整合していないと、それぞれの書類で混乱するということだと思うので、まあさ、最初の表のところでお話ししましたけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:38	別冊のそれぞれの作業もですね、全体として設備たいと期待っていうのが或いは名称としても統一がされて作業いただくということでやっていただければというふうに思います。
1:45:55	はい。あれすべてスギヤマ熱保守的なところへと検討して参りたいと思います。以上です。
1:46:04	規制庁カミイシです。一つましたちょっと整理していただいて私のほうも理解できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。私からは以上です。
1:46:17	はい。
1:46:18	規制庁の石井です。
1:46:19	見直しについて、他はよろしいでしょうか。
1:46:25	よろしければ、3の資料のノから入っていただいて、簡単に説明をいただければと思います。ちょっと時間も押してますのでよろしくお願いします。はい。あれ定数東京フルヤですではこの0三番シリーズでいきたいと思います。まずロジックペーパーを確認をお願いします。
1:46:45	2枚目、2ページ目です。
1:46:48	ということで、これまでで設備を抽出したということで、設工認申請書の方法の要点をこの0三番で説明するものです。内容、概要を書いておりますがちょっと割愛しますということで00三番の資料を御確認をお願いします。
1:47:06	建設工認申請書の記載方法。
1:47:10	何をどこに書くかという話です。
1:47:13	おめくりいただいて、1ページ目、目的は割愛して2ポツの基本方針、ここは大切なので、御説明します。規則等で標準が決まっておりますので、規則等に従ってこれまでの面談等でご指導いただいている内容が重複しないよう、
1:47:34	我々の施設の特徴である重要度機器グループに応じた詳しさ詳細度で記載するというものでございます。3ポツマグウッド重要度に応じた記載の考え方これ概要ですけれども、これについてはちょっと割愛しますが、重要なポイントだけ。
1:47:53	3ポツ1まず申請書の構成はどうだという話ですね、両括弧1、これまで御指導いただいている。2行目でございます通り、施設共通、これは全体をまとめて最初にまずお示しようというものです。
1:48:09	どっか、2ページ目いただいて、
1:48:16	規則やはり経路のガイドでまあ設工認の記載の標準が決められているものでございますけれども、これはサポートに整理してございますが、その中でも、基本設計方針、ここはましよう。設備の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:33	詳細な設計の設計方針を記載するというに加えて、2パラ目ですけれども、先ほどから議論がありましたまじっ設備ですね、技術基準の要求はないが、我々許可の段階でいろいろ宣言をさせていただきますので、
1:48:52	そういったところの整合の上で必要なものを基本設計方針に確保という基本的な考え方を示したものですので、あと続いて3ページ目。
1:49:06	3ポツ3、これ今度は重要度に応じて詳しくここは軽くみたいな話を取りまとめています。ここは本弁名称は割愛しまして、ノ込みでわかるように5ページ目に一覧表の形式でまとめてございます。
1:49:25	第3ポツ2-1表に自衛設備の重要度過酷急冷部に応じた申請書のきゃ記載方針でございます。これ一軸は御説明割愛しますが、上から設備
1:49:39	基本的安全機能に対してどうなのか、あとは3行目ですけど、許可ではどのように取り扱っていたか、以前基本的安全機能を確保する上で必要とかその他安全とかという話。
1:49:54	それを踏まえて設工認のフェーズではどういうふうに、どういうふうな詳しくされ書くかというものをまとめたものでございます。ノ個見てわかるように、左に行くに従って重要な設備。
1:50:10	でございますので、まあまあ記載は充実する必要があると、我々としては考えていると。
1:50:16	この一覧表を持って我々申請書に落とし込むんですけれども、続いて6ページ目。
1:50:27	6ページ目以降では、まずその落とし込む前に我々分割Aで申請をさせていただきたいということですので、その分け方の考えを示していますが、4ポツ1は基本方針、ここでは、第1回では必要なものを書きましように加えて、
1:50:45	cポツ、
1:50:47	最終的に第2回の申請時点では全部が人取りを確認できるように、
1:50:55	のようなまとめにしようという基本的な考え方のもと、4ポツ2では、それぞれの会議でそんなことを書くかと。
1:51:05	例えば両括弧1の第1回今回ですけれども、第1回ではAポツ、
1:51:11	すべてのまず項目を出そうと全体を示しようという考え方ですとか、eポツ、こういうところは次回の申請対象ですということを明確にしようといった考えのもと、先ほどの核的事項落とし込むという話です。
1:51:28	ちょっと細かいところは割愛しまして、9ページ目じゃどういうふうに落とし込むかと。
1:51:38	導入杵築ふうに落とし込むかというものがこの5ポツ項目ごとの記載方法の要点

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:47	ということで整理してございます。
1:51:50	ここは 5 発 1 の基本設計方針の記載方法から始まりまして、最後までですね。膀胱都合 18 ページに介護ですけれども、添付の記載方法ということで、
1:52:09	これは先行さんの審査の知見ですとか実用炉の標準的な考え方。
1:52:16	もちろんこの辺の細かい記載はですねすでに共有させていただいている我々の設工認申請書の作成要領からこういうものを敏子元というものを要点をまとめて記載したものでございます。
1:52:33	ということですのでこの 003 の資料では、これまでしお示しました。何を設工認として申請するのかが決まったところで、それぞれ要求事項に照らして、ここは、
1:52:49	本来詳しく書くをこれは基本設計方針に書く程度でいいかと言った書き方をこの資料で取りまとめたものでございます。すいません時間の都合上、003 についての要点についての説明は以上です。
1:53:08	規制庁イシイです。心配の前にちょっと 12 時にまであと 5 分になってしまったんですけども、ちょっと昼休みも続けてやらせてやりたいなと思うんですが、RS 側大丈夫でしょうか。
1:53:23	IRRS 東京問題ないです。
1:53:27	うつもよろしいでしょうか。
1:53:29	はい。あるスムーズが問題ありません。はい、じゃあ、すみません、少し時間をオーバーしてしまいますけれども、ちょっと続けたいと思います。委員長がこれコメントお願いします。
1:53:46	規制庁の石井ですけれども最初にちょっと細かい点になってしまうのかもしれないですけれども、4 ページのところ、
1:53:58	相当、
1:54:00	3 ページから 4 ページにかけて(2)で個別事項のところ、先ほどもちょっと議論になった①の考え方に 2-1-2、③の考え方っていうふうに合併、ここが一番重要なポイントになってくるのかなというふうに思っています。
1:54:17	当グループさんのところで必要に応じて設計仕様、
1:54:25	を補足する説明を添付書類として申請書に添付するというふうに記載しているんですけども、必要に応じてRS側でどういうふうに考えていて、添付書類に何を記載するつもりなのかっていう考え方をちょっと聞かせていただきたいのと、
1:54:45	基本的には吉永の作成のときにその辺も整理できているのかなと思うんですが、今のポイントはいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:54	はい、RFS東京フルヤです。我々としてはグループさんにつきましてはこれまでの御説明の通り、使用我々の施設に特別にフィットさせるための仕様の特定というのは要らないもの、例えば通信連絡なんてそうですけれども、
1:55:11	そういうものがなので、基本的に行政庁コサクです。
1:55:16	すいません。規制庁コサクですけど、書くことを聞きたいじゃなくてこれから除外されるものが何かっていうことを聞きたいということなんですよね。
1:55:25	全般的に先ほどのリストのところで議論したように分類の細かな話を整理をしないといけない。
1:55:38	考え方を整理をしないといけないといったところがこの部分の書き方が必要に応じとかであちこちで逃げているところがその考え方が整理されていないという認識共有できないよということになって今の場所だけじゃなくて、全体的に書類でCAMP整理をしてから説明していただければいい。
1:56:00	はい、RFS東京フルヤです。確かにですね、第2看護ちょっと見据えてまだ形の内部の含めて、どこかぱっと書いているところがございますので、先ほどまで02番までで出された指摘に対する我々の見解、こういったものを踏まえて、
1:56:18	もうちょっと丁寧に、より明確にそれにこら辺を全般ですけれども、資料を見直したいと思います。以上です。
1:56:29	規制庁イシイですかイトウそれはお願いします。
1:56:39	規制庁か他ありますか。
1:56:47	規制庁コサクです。大分背先ほどまでの議論で触れてしまったのではありますけど、ちょっと違う点で言うと、1ページのですね、3ポツ1の(2)例。
1:57:03	工事の方法については個別施設で書くというような形で書いてあるんですけど、一方で次回以降で工事の方法の標準化について検討して説明いただくと。
1:57:16	ということなんですけど、この辺りはどう考えなってますか。
1:57:21	はい、RFSへとフルヤです。その辺も我々勉強して見直したいと思っています。ですが、考え方は、まずここでは悪う力確認のところではそういう基本的な期待しますと、
1:57:37	で、個別に見るとですね、今の分割みたいな話ですので、6ページ目をご覧ください。
1:57:48	6ページ7ページのほうがいいですね。
1:57:54	この6ページから7ページまでについては分割申請を考慮した書き方をまとめたものです。その中で、7ページ目、これは第2回に申請するものですけれども、例えばHでいくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:58:10	2行目に第1回申請書の記載事項を引用できるものですか、アルファベットない、今ご指摘の工事の方法で第1回、その標準化したような話は、引用することで記載を合理化すると。
1:58:27	った考え方をお示しています。で、さらにそれを個別施設じゃなくて、施設共通としてあげるみたいな話についても、どっかに書いてあったなあ。
1:58:41	AirCore細かい記載はちょっと後に関してわかりやすい記載に心がけますが、今ご指摘の通り、各個別だけじゃなくて、合理化して、施設共通として前に出すとかということについても考慮して準備しようとしています。説明は以上です。
1:59:01	規制庁区画です。何か検討されているということは理解しましたので、また具体的にこの工事の方法の資料をつくって説明いただく際にですね、最終的にどう扱うかっていうのを確認させていただければ。
1:59:18	アカサカで
1:59:21	ここでのほうもですね今前もお話があれですけど、二つだけだとかناと思ってますので、それと引用するかとか、そこら辺の考え方を整理したいと思っております。以上です。
1:59:32	規制庁コサクです。わかりました。
1:59:38	規制庁が置かれますか。
1:59:43	規制庁の石井ですけども、実際の方法についてっていうのは、
1:59:53	事前の面談等で議論していた作成要領に反映される形になるのでしょうか。
2:00:02	はい、RFS東京フルヤです。ご指摘のご認識の通り、今回の資料をまたさらにここでも、もし意見が出されたら、それをフィードバックすることについても大きく分かれています。以上です。
2:00:18	規制庁石井です。わかりましたそのポイントで、もう一つ確認なんですけども、ですね、記載の方法っていうのは多分、第1回の最初の申請を出したときに、概ねこの機材の方法に基づいてやられたと思うんですけど。
2:00:37	そこからの変更っていうのは何かこう明確化っていうのはここでされてるんですか変更といったおかしいんですけども、どう本来修正をかけていくのかっていうのは何か。
2:00:51	考え方が変わったポイントは何か明確化されてるのでしょうか。はいRFS東京フルヤです。これを003を提出した5月6日時点の考え方を示していますが、それ以降のオーナーに変更が必要であろうということについては、
2:01:10	今後、今後、この資料にちりばめたいと思っています。以上です。
2:01:16	規制庁の施設になるのか、すみませんけど、そうすると、最初の申請はもう最初の申請を作る上でも整理が今間-003になっているということですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:28	はい。RFS東京フルヤです。その通りでございます。以上です。
2:01:33	規制庁コサクですけど、それだと最初のロジックペーパーの説明と違って、
2:01:39	今後こう考えていきますっていうことが今ロジックペーパーにも書かれていなければ、この資料にも書いていないということなので、そもそもこのヒアリングで意味がないと。
2:01:49	ということだと思います。
2:01:52	さらにですね今回の資料っていうのが最初に申し上げたように非常に薄くてですね、この記載方法については、先ほど設備の抽出をするためにも、要目表をどういうふうに書いたらいいかということも含めて整理をしなければいけない。
2:02:10	ということなので、もっとしっかりと詰めて、第2回分も含めて詰めてやっていかなきゃいけないという認識を改めて認識をしてください。それについて、この資料の中でも枠をつくり、いつまでに整理をしますと、
2:02:27	いうことを書いていただかないとヒアリングができませんのでよろしくお願いいたします。
2:02:36	ALPHAペースト状フルヤです。
2:02:40	アカサカですけど、今の
2:02:42	東京の説明とですね若干異なるかもしれませんが、我々はですねその作成マニュアル
2:02:48	だってそれに従って作ります。今回適正ですねこのマニュアルをですね、今回説明しましたけれど、3ロジックではなくてですねこれを反映してまたそちらの議論を掛ける時です。
2:03:02	ましてですね、今回今日説明してですね、002の反映とかそこら辺の作り込み、さらに加えてここに落とし込みのという趣旨ですのでそこも踏まえてですね、そちらの資料も不帰って作成マニュアルを変えるということで考えていきたいと思います。以上です。
2:03:22	規制庁コサクです。よろしくお願いいたします。
2:03:29	規制庁石井です。ほか規制庁側の負担分だけまた分までの資料に関連してコメントがあればお願いします。
2:03:40	規制庁石井です。よろしければ今日のイトウ 0045 説明ロジックから入っていただいて、お願いします。
2:03:51	はい、RFS東京フルヤです。
2:03:54	引き続きまして 004 番、の説明です。その前に取り組むペーパーを説明いたします。
2:04:01	ロジックペーパーの 2 ページ目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:04	はい。
2:04:10	2 ページ目の丸二つ目紙面中段ぐらいですけれども、
2:04:17	はい。
2:04:19	これまで御説明しました設備抽出記載の方法の考え方を踏まえて、我々申請内容をより詳しく説明するため、
2:04:30	こういうところが補足が必要であろうというものについてこの 004 番。
2:04:35	を用いて説明をいたします。
2:04:38	004 番の概要ですけれども、先行事業者の審査の知見に倣った記載方法ですとか、
2:04:46	詳細設計でここを補足するべきであろうと判断した考え方、これは補足説明として説明するべきであろうという抽出したものでございますということで 004 番の確認をお願いします。
2:05:03	04 番、おめくりいただきいただきまして 1 ページ目。
2:05:08	目的は割愛し、2 ポツ、
2:05:12	補足説明事項の抽出の基本方針です。
2:05:17	まず、1 パラ目ではまず申請書は、規則など、これが移動まで含めた規則等で従うですとか時炉をそういったところを参考にして記載することがまず基本となっていると。
2:05:32	で、その基本を踏まえて、我々として、申請内容をより詳しく説明するためには以下の観点から補足する説明を補足する必要があると考えています。
2:05:46	まず両括弧 1、考え方の一つ目ですけれども、当社の申請書が今先行規制庁の古作ですけど、書類読むのやめませんから、時間もないですし、
2:05:58	はい、ありがとうございます。わかりましたと言う事で基本方針は、
2:06:02	センコーの審査の地形になった事故。
2:06:06	ものがまず一つ目の考え方で二つ目の考え方、我々の詳細設計を詳しく説明する事項に該当するもの。
2:06:15	これは補足説明資料と我々が考えております。
2:06:19	おめくりいただいて 2 ページ目では、じゃあどういふふうに出すかという考え方ですけれども、これは 3 ページ目以降で、こういったアイテムが例えば先行の審査、最新の知見、
2:06:35	絵になった方法である方法であるということを説明する必要があるアイテムですとか、詳細設計をより詳しく説明するためにはこういうアイテムが補足するべきであろうというものを 3 ページ目以降で、
2:06:51	全部で 21 切Mを充実して、これから保険税

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:59	計画を立ててしようというものでございますが、補足説明事項の抽出の考え方については以上です。
2:07:10	はい。
2:07:12	今の規制庁からコメントをお願いします。
2:07:15	はい。
2:07:23	はい。
2:07:25	はい。
2:07:25	規制庁、古作です。ちょっと頭の整理なんですけど。
2:07:32	補足説明事項というのは、添付書類までは申請書で書いた上で、それを例に書き切れていないという説明が必要な事項ということだと思って。
2:07:49	今数で、一方で、
2:07:56	既存ページですかね、コアパートPDFのページだと10ページからですけど、実用炉の別表第2の資格というのはこれ添付書類をどう構成をするか、何を付けなきゃいけないと思うかという。
2:08:13	検討なんですけど、添付書類の要否みたいな話は、先ほどの003のほうで本来は整理をすべきことだと思ってたんですが、これ、どういう考えていますそういう作られているんでしょうか。
2:08:31	どういうRFSとフルヤですとか、
2:08:36	ある程度ライスむつシライです。まず今回実用量の別表2と当社の申請書の予定はぜひ加工して、その中で本来その比較をしていると当社の添付資料の
2:08:55	は不十分かどうかとも分かるということで確認をしましたので、そこで抜けているようなものがあれば、補足説明としてきちんと説明しなくてはいけないということだろうということで、この道が主体ということでここに記載をしています。
2:09:11	アカサカです。1回ですねこれ宿題じゃないですけど。
2:09:15	指摘があってですねそこら辺をチェックしてくださいねというところですねチェック体制がこの表になってますがこれをどこに向かっているわけでしょう。いろいろあると思いますけど一応今日ここでのご説明資料の部分の判断の中で入れたという状況です。以上です。
2:09:30	規制庁川崎です。実情わかっていけるので。
2:09:36	とりあえずは補足説明でも何でもいからちゃんと、どういう形であれば説明してくれということなんですけど、最終的には補正で添付書類を入れていただくということが必要だと思ってますので、その観点からすると003のほうで整理して今後こういう添付書類を整理れます。
2:09:56	というようなことにつなげていただく必要があると思っています。一方で、そうは言ってもというところがあるので早く補足説明で内容を説明したいという枠とし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てはそれはそれで準備をしていただいていたと思っておりますので、両面進めていただければと思います。
2:10:15	RFS東京フルヤですね今の補足の事故ゼロ図3にちょっと検討を承知いたしました。
2:10:24	はい。
2:10:25	はい。
2:10:29	規制庁コサクです。それとですね、もう一つ全般的な話なんですけど、その上で、添付書類では足りない追加足りないということですね、追加で提示をしていくというものについての抽出なんですけど。
2:10:44	ちょっと列記をしているだけで網羅的にどう考えているのかっていうのがわかりづらいですね。
2:10:52	さらに言うと、
2:10:57	今回第1会議についてのもので書かれているんですけど、これも減のほうを例にして申し訳ないんですけど、補足説明資料も第1回から最終回まで通じてどういう構成を考えています。
2:11:17	そのうち今回この部分を出しますということで話をしていますね、というのも、
2:11:25	原燃の場合は第1第2回第3回での補足が必要なものも第1回に入っていたりして、それを第1回でも説明を受けているのに第2回でも説明を受けるというのが
2:11:41	お互いに労力がかかってしまうものですから、効率的にやるために、もう全体を示した上でそのうちのこの部分ですということでやっていっているんですけど。
2:11:52	RFSについては第1回と第2回がそんなにリンクがないってところもあるかと思うんですけど、そのあたり、どう考えてこの補足の体系っていうのを考えておられるでしょうか。
2:12:05	はい。
2:12:06	はい、RFS東京フルヤです。我々まず第1回第2回のリンクはほとんどないです。で、今はちょっと第2回の水面下で前回のヒアリングで作業してるとは言いましたが、
2:12:22	なぜでしょう。まず第1回の審査にちゃんとスタートラインに立ってきた値切れていないところもございますので、その補足第2回まで何が捕捉必要かというところまではすみませんきちんとサーベイし切れていないところがございます。
2:12:36	今のご指摘を踏まえてちょっと第2回まで見据えて、ちょっとハブ幅広というところとちょっと言葉が違いますけれども、ちょっと広い視点で全体を網羅的にできるような資料に見直したいと思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:53	規制庁コサクですけど、そこまでやる必要があると私自身もあまり思っていない、バース。
2:13:01	アカサカです。
2:13:03	その下、
2:13:05	どうぞ今回ですね説明資料としては共通部分があるんですかね、0.09とか、これまでの範囲ごとに作ってたんですね、そこら辺の内容でですね一つ分説明できるかなと思います。先ほどあったんですね、設工認に書いてない部分の措置する部分があるんだらうと。
2:13:23	そこら辺についてですね第1回の前イベントなんだと思ってますので、なるべくですね、第2回の中ではですね、それを包含するですね設工認に書いてしまおうと。
2:13:34	後出したりするんだねと。
2:13:37	いう考え方ですね補足説明資料です。なるべくつけない向こうね。
2:13:42	考えていきたいなっていうのは、上にですね。
2:13:45	とりあえずですね1回目を越えてですね、そこら辺のスギヤマですね、どういふふうに補足説明書があるんだっていうのはですね、あとつても、
2:13:55	議論させていただければと思いますので、これゼロにはならないでしょうけど、まあいいですね、積極的に補足説明資料を作るというスタンスではないのかということだけで行きたいんですよです。
2:14:08	規制庁コサクです。
2:14:12	小坂さんの言われたところで大きく二つあると思います。まずは共通に関するものは2回も見据えて全体として一貫通貫の更新になるように整理をして説明をすると。
2:14:26	ということだと思いますので装填よろしくお願ひしますで一方で個別の話については第1回イトウ第1回では、個別説明のする範囲が違うので、第1回でやった上でその経験を踏まえて第2回の準備をすると。
2:14:44	いうことでそれで問題ないと。
2:14:48	はい。
2:14:49	で、その上で
2:14:53	第1、今回の補足説明の作り方構成っていうことなんですけど、先ほどちょっと網羅的にちゃんと体系的てんのかかわからないといったら一番わかりやすい例示としては、
2:15:09	5ページ目、書いてあるページだと3ページですね。
2:15:15	3-1-1表の2分の1の中に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:20	技術基準規則第 22 条換気設備の説明とかっていうのも申請書作成の前提条件という中に主にこれピンポイントで入ってるんですけど。
2:15:32	これは何か。
2:15:35	コメントを受けたから取り急ぎ作ったという資料が紛れ込んでいて全体体系整理して補足説明考えましたというようなものになってないんですけど。
2:15:47	今回の資料を作成するにあたってどういう検討されたんでしょうか。
2:15:52	φRFS東京フルヤです。まず、この今 3 ページ目で示しているのは、前提条件、これは前提条件と言ってるのは守らせアート説明の抽出を含めた前提条件を行っています。我々として、施設の特徴を踏まえると、換気いらないよね。
2:16:11	じゃあその点が申請書に入ってるか入ってないじゃんみたいな検討した上で、という整理をして、この前提条件で捕捉する必要があるという項目として挙げたものでございます。以上です。
2:16:30	どうぞポイントでつくりました。
2:16:35	コサクですけど、
2:16:38	言われたのでより詳細に説明をしようということは構わないんですけど、基本的には 002 の中でですね、どういうこういう設備はどういう扱いかっていうのは一連体系と施設例示されるということだと思いますので、
2:16:55	あわせて説明いただかないと多分話が最終的に落ち着かないんだろうなというふうに思っています。
2:17:03	なんでちょっと
2:17:06	大きくコメントを受けていて、一つ一つ補足説明追加追加になっていくと、またばらついちゃうので、関係する補足説明資料の中に別紙なり何なりっていうので突っ込んでいくということに対応いただいたほうがどこで何を説明してるのかっていうのはわかりやすいんじゃない。
2:17:26	バーナーっていうふうに思います。
2:17:30	また別の今のご指摘ですねそこは考えないと思いますけど、その前にですね我々議論様ですね 001 でそこら辺で年間っていう話をしました。
2:17:44	最初から設工認対象から除く対応までの時間効果とか、
2:17:49	今言った関係とかですね設備の特徴性を少し載せていう話をしたんですけど、まあこんなこと言ってもしょうがないから運転テーマのずるずるじゃ整理したものは 0 での議論の中に書けということなので職はそれなりに
2:18:05	環境もあるのかなとありますのではまた整理させていただきながらですね、回収資料の改訂に使えないという非常に
2:18:14	規制庁コサクです。今のあくまで例示なので他も全体的に補足説明が要はテーマ申請書の構成全体を見渡して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:30	その申請書のこの部分に対して、補足が必要か否かということで考えていただきたいというところですので、基本設計方針の4ページになって次のページですけど、基本設計方針前後の記載の考え方についても、
2:18:50	まずは基本設計方針の記載の考え方が、
2:18:54	003 ですかね、あった上で、
2:19:01	003 のほうでは変更後のほうの記載の内容ということがメインなので、それに対応する変更前をどういうふうに書くかというのがこの資料の意味合いだと思ってますけど。
2:19:16	そういったところで
2:19:20	それぞれに対して何がってということがわかるように資料名とか構成とかっていうのを、
2:19:27	買う改めてちょっと一通りサーベイしていただけないかなと思ってます。一応スケジュール表なんかを見ると、
2:19:38	出版左のところに区分と書いてあって、申請書のどこに対してっていうのは意識をさせていただいているということは見ておりますけども、いかんせんこれが先ほどもお話ししたように、現行の申請書に対してということに
2:19:57	なっているので、ちょっと見にくいような部分もあるというところはあるんですけど。
2:20:06	なので今後でどうなるかはちょっと話があつてですけど8行目のところは譴責本来は添付のほうにあってもいいのかなと思うんですけど、基本方針にも入っている。
2:20:19	というようなことと理解をしています。
2:20:24	そうですね。あとは
2:20:30	その下のほう、もうそれぞれの添付書類についてということで精査をしていただければと思うんですけど、すみませんで採取最初の項目で言い忘れたんですけど、五つ耐震とかですね。
2:20:46	津波とかっていうのは、第2回にも引き継ぐようなものが添付書類の中には一部あると思うので、その点については
2:20:56	後続との関係も意識をして多少作業をしていただきたいと。
2:21:01	思っています。今の後続との関係ってということで言うと、ちょっと気になって、
2:21:10	付き添いが困難で。
2:21:16	すみません前の資料、
2:21:22	はい。
2:21:30	本日は003の
2:21:33	資料なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:21:38	003 の
2:21:43	書いてあるページで 8 ページ。
2:21:47	最初にコメント対応ができてませんよというような話が出たところでもあるんですけど、
2:21:54	今回の申請範囲外の説明であることから、次回ということだと。
2:22:00	何で今回申請範囲がいいんですかっていう説明がないので、
2:22:06	この項目の場合はその前の方針のところでも明確になっていることかもしれないんですけど、その点はしっかりと書いていただきたいということがありますので、これは添付書類での書き方として入りをなんですけど、補足説明資料でも同じで、
2:22:23	今言った耐震津波みたいな後続と関係するようなものについては、補足説明でも同じような配慮をして書いていただきたいと思ってます。よろしくお願いします。
2:22:34	はい。
2:22:36	はい、RFSで東京フルヤです。今ご指摘の補足の網羅的とか体系的な整理と今の御指摘踏まえて見直したいと思います。以上です。
2:22:50	アカサカです。ちょっともう一つだけ御質問させていただくと、さっきのポイントっていうやつ関係もそうなんですけど、そのあと、変更前の比較も要は経営対応だと思ってるんですけど、説明資料、そういう意味で、もともとは、
2:23:09	QA対応はありますよね。
2:23:15	そういう人種別倍。
2:23:19	ものかな。それが終わっていいのかなという良くないのかということなんですけど、規制庁コサクですけどすいませんQA対応ってというのはどういう意味ですかご質問ある方がですね、御質問された後にですねし附属説明資料として持って説明するのか。
2:23:36	本資料持ってまた説明してくれというのか、そういうのが、
2:23:44	かなと思っていて、特に電気設備についてもですね、いろいろ今回用意してはいるんですけど、まあ書いてないの方、説明するのも一つだし大ヒアリングをしてですね、それについて質問をされているので、またこういうところも含めて用意していると。
2:23:59	そういう感じで説明して議論するのかなっていうのがあって、これは感じるんですかね。
2:24:08	規制庁コサクです。そもそもの成り立ちからいうと、
2:24:17	アカサカさんも、ほかの場所で随分経験をされているところでもありますけど、まず概要説明をしてその上で、質問を受けるのでコメント回答するというコメント

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	回答がどんどん積み上がってくると体系的に整理できなくなるので一体で求めましたと。
2:24:39	というようなものを
2:24:42	いろいろと審査の経験も精査を受けた経験とかもあるんだから、小出しにするんじゃなくて意識体系整理をしてまとめて最初に出してください。
2:24:52	ということで、現協議をされているというところですね。
2:24:58	なので、それ以後本当まとめて出していただいたときに見てわかるものであれば、ここに説明を受ける必要もないのでということで、体系的にまとめていただくと非常にこちらも見やすいでヒアリングを進めやすいということです。
2:25:14	赤塚です。わかりました。そういう意味で言うそうですね、ちゃんとみたいなピンポイントにまだ残っているのでそれをまた説明させていただくことになるかもしれませんが、一般的な中で、参考資料の全体ですけど呼び出す形で説明できると思いますので、これは、
2:25:30	水路修正変数M型で対応したいなと思います。以上です。規制庁コサクです。よろしくお願ひしますなんでちょっとこだわっていたかということ、質問を受けたところだけ答えればよいというスタンスに見えちゃうんで。
2:25:46	我々は質問してるのはあくまで例示であって、それ以外にも、
2:25:51	同じようなものがいっぱいあるので、そこはみずから気が付いて展開をして、全体としてこうしますという説明をしていただきたいというところです。混合物をコメントもそうだと思いますので、そういうところに考えて対応いただければと思います。よろしくお願ひします。
2:26:10	アカサカです。今の趣旨了解しましたので、鋭意を網羅的に作った上で、ここに
2:26:17	この形も考えていきたいと思います。以上です。
2:26:23	はい。
2:26:24	規制庁なしですとかありますでしょうか。計画をしなければ私の方から今のコサクの質問にもちょっと関連するのもかもしれないんですけども、一番のほうをちょっと気になってるのが基本設計方針をどういうふうに今後していくのかっていうのを一番きちんとしなきゃいけない部分であってスケジュール感的に
2:26:44	006 で前後の考え方があって、そのあとに、例えば基本設計方針の臨界と閉じ込めとか除熱ま 4 機能についてここでやりますと、
2:26:59	それから、材料を構造の部分やりますっていうふうになっていて、一方で、多分共通事項の中に津波とか耐震のところ入ってくると思うんですが、その部分の基本設計方針の補足みたいなことはどこかで考えられてるのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:27	ちょっともう少し説明可能なんですかね、質問を変えるか体系的にどう説明しようとするのかっていうポイントなんですけども、
2:27:34	スケジュール感で分かれちゃってると。
2:27:37	何か。
2:27:38	せっかく聞いててもメインのところを考えると具体がわからないみたいな形があると思うんですけども、その辺は、スケジュール感的にどう考えられます。
2:27:57	まさにアマタアカサカですけど、何か答えられた必要なわけですけど。
2:28:03	なんかを見るときに、
2:28:07	一応、
2:28:13	そのスケジュール管理に説明していて、
2:28:18	説明し切れるのかなと思ってこの附属書作ったんですけど。
2:28:22	順番はあるかもしれませんが、補足説明資料としては、
2:28:27	形で、
2:28:30	整理したんですけど、何か。
2:28:33	もう少し違う説明でしょうか。
2:28:36	規制庁の審査すいませんうまく伝わらなかったかもしれないですけど、例えば今アカサカさんおっしゃった通り、スケジュール感等を整理してもらってると思うんですが、例えば
2:28:47	変更で、この考え方でできて、次の週に基本設計方針を
2:28:56	やってっていう形になるということで、
2:29:05	RFS東京サイトウです。今リンク性というかですね関連性というのはどう認識しておりますが
2:29:19	1回当たりですねボリュームというのも考慮してちょっとそういうところで若干次回に回っている部分もありますのでその辺りも含めてですね、スケジュールのほうをちょっと考えたいと思います。
2:29:34	規制庁の石井です。その辺よろしくお願いします。
2:29:43	規制庁コサクですけど、体系的にっていうので、スケジュール表で見ると、スケジュール表の25番の所代替計測っていうのが、なんでこの位置にあって、
2:29:55	ほかとの関係でどうなんだっていうところでは
2:29:59	一番左の欄は設備の抽出ということになっているので、抽出の議論と一体としてやらないと。
2:30:07	止まらないんじゃないのっていう気もするんですけど。
2:30:10	そのあたりどう調整されてるんですか。
2:30:16	いや、
2:30:21	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:21	MUTOH本社にシライでする全体計画についてある程度忠実に関係すると、そういったところの認識をしていたんですけれども、今回お出ししているゼロになる資料広くなるので、それで物を考えて
2:30:40	うまく
2:30:41	先ほどもっと早めに説明したほうがいいたろうということで、次に低地という形で
2:30:48	スケジュールのほう組ませていただいた次第です。
2:30:56	規制庁コサクです。ちょっとものも見てみないとどう関係していくかっていうのわかりませんしそもそも002についても、今日いろいろと話をした見直して説明をいただかないといけないっていう状況なので、
2:31:12	とりあえず出てきたものを踏まえながら、どう全体として進めていくかっていうのをお聞かせいただいたらいいのかなと思います。
2:31:27	アカサカですけど、理解ですね、考えてたのはですね協議となると思うんですけど審査会合ねじれ宿題が出てるんじゃない一般産業工業品ですね。
2:31:38	先ほどお話あった代替継続プロジェクトで先に御説明したいなと思って、次回は用意しています。
2:31:46	そこら辺はですね、早め早めといえるので先出したいなということです。以上です。
2:31:54	規制庁コサクです。これも先ほどと一緒になんですけど、あくまでそれ例示なので、まずはレーザーについて対応しないと他への展開、
2:32:03	整理しきれないっていうことであれば先行して聞くこともあっていいとは思いますが、それだけじゃないぞということだけ認識をして対応を検討いただければいいかと思います。よろしくをお願いします。
2:32:16	期待のようにします。
2:32:21	はい。
2:32:22	規制庁の石井です。
2:32:24	ほかいかがでしょうか。
2:32:31	ちょっとわかる実用炉の運用に必要量の3以降の表のところ少しいろいろこう見させていただいて細かく変わるんですけれども、ちょっと急ぎで少し日ちやうかもしれないですけれども、
2:32:48	例えば、PPB-3のところ以降で、
2:32:53	イトウ。
2:32:57	。
2:33:00	No.11とか、
2:33:06	基本設計方針に関連して説明するという管理になるので。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:14	補足説明資料になるんじゃないかなというふうに思ったんですが、ここは補足説明しない感じになります。
2:33:26	はい。
2:33:28	六つのシライです。先ほどの方が起こらないと話したようにできる限りの補助説明しようがない形で2回目のほうは、
2:33:41	申請で説明したいということがあってこの表上は、
2:33:45	そういった意味で1回目の
2:33:49	さっき資料コサク比率入ってません。はい。
2:33:53	規制庁コサクですけど、その趣旨とBさんの表現は正しくなくて、実用炉でも申請書に書いたものに加えて補足説明しているので、
2:34:02	実用炉では説明しているのに私たちは説明しませんっていうふうにこれでは書きちゃってるんですよ。
2:34:08	うん。
2:34:09	なので、
2:34:13	淡々と添付書類でこういうのは、添付書類でここまで書きます。これそれ以降のこの部分は、補足で書きます添付書類に各レベルも含めて書いていただかないと認識はいつまでたっても変わらないと思います。
2:34:31	はい、RFS東京フルヤです。添付書類、補足はそういったことはちゃんとリストアップして我々としてどこまで説明しなきゃいけないのかという観点で、すみません生理学がよろしくなかったのも、そこを改めたいと思います。以上です。
2:34:48	規制庁Cですけどよろしくお願ひしますちょっともっと全然高いわけで最初入らなきゃいけないのかもしれないですけども、基本方針で
2:34:59	丸運の基本ルール説明しなきゃいけないのにマルなくて、
2:35:05	とにかくかわりイメージがあってる部分とかの整理っていうのは、
2:35:10	空力
2:35:12	エヌパワーの1ページのB2との関連から、
2:35:17	どういうふうに整理したっていうふうに考えればいいんですかね、例えばタンク基本方針で設計を説明しなきゃいけないものを
2:35:28	2回目になっちゃってる部分がないかっていうことなんですけれども、
2:35:38	具体的には、
2:35:41	そういう意味で今の最初のコメントとか、
2:35:46	例えば9ページの11番のところとかですかね。
2:35:52	遮へいの基本方針で説明はされるんだと思うんですけど。
2:36:09	どこ産のシライっています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:12	日本製のシライですと11については、建屋のが相対のされるに関する設計が出ているを出す予定になってるのは2回目のゲームだとしても、さらに管理簿の試験することになるので、
2:36:28	補足説明も2回だけなら2回になるだろうということで考えております。
2:36:35	規制庁コサクですけど、ただそれも添付書類でどうする補足説明でどうするということで、基本設計方針だけのものについて、基本設計方針で書き切るののである0添付書類の対応もって添付書類で書き切るの。
2:36:54	補足説明資料は不要だと思っております、
2:36:57	ということであれば、そこまで含めて説明いただかないと、これだと、基本設計方針ある程度説明するつもりはありませんに聞こえちゃうんですよ。
2:37:07	うん。
2:37:10	その辺りちゃんと整理をしてまとめていただきたいということだと思いますけど。
2:37:15	はい、RFSへ東京フルヤです。今ご指摘の通りですね、今の補足を基本設計方針に書いたけど補足なかったみたいなものを社内で全部サーベイして個別に今ご指摘の通り添付点。
2:37:30	添付にする必要があるとか、そういったことを整理している中で、ちょっと順番に違いでまとめ表が出てしまったんで混乱をさせてしまって、大変申し訳ございませんでした。こちらのまとめ方でもちょっとわかりやすい表現に修正したいと思います。以上です。
2:37:48	規制庁イシイです全体的にちょっとそこら辺を整理してまとめのところでわかりやすくしていただければなと思いますが、ちょっと細かいアカイシさんのほうから少し何点かお願いしていいですか。はい、規制庁アカイシです。その前に石井さんすいません。
2:38:04	この後のヒアリングの予定一時から入っててそれこそ世界いっぱいなんですけれども、そこはわかりました。じゃあ、
2:38:12	とか、
2:38:13	簡単にしていってほしい方がいい、細かいところだけ、
2:38:19	該当なしで、とりあえず指摘としていきたいと思っていいですか。そうでしたらちょっと御点ほどお伝えいたします規制庁アカイシ建設を8ページ以降の需要との比較の章のところをお願いします。
2:38:36	多分No.3が地形図についてなんですけれども、
2:38:39	東りへのなんで本設計及び工事計画においては、機構を設計価格の地形変更ないことからって条件つけていただいているんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:48	イトウ金カトウで引用するだけのものでも、今回の審査は必要なものについては項目出しするという方針認識でございましたので、ここはおつき合いで津波の関係の審査で必要になるのではないかなというのがまず 1 点目です。
2:39:05	次に、
2:39:07	No.15。
2:39:08	の設定根拠に関する説明書
2:39:14	ここは 1 回目申請で補足説明資料なしとされているんですけどもアマチュア以外のいくつかのものには、1 回目括弧補正予定で付記してもらった上で、1 回目に補足説明を入れることとされている資料は説明している幾つかあって、
2:39:33	それぞれどういった考え方でやられてるのかなっていうのはちょっとわからないので、考え方お伺いしたいっていうのが、
2:39:40	2 点目です。
2:39:43	すみません、どんどん言って申し訳ないんですけども、
2:39:46	次にNo.18 の健全性に関する説明書
2:39:51	です。
2:39:53	ナンバー18 はどう申請回目だけということで印つけていただきいただいておりますけれども、
2:40:01	当一体メーター経営データ 2 回目の設備の説明まで網羅的なのかどうかというところをちょっと心配していますって言う回目だけです網羅し切れるのかって言うところ。
2:40:13	お伺いしたいっていうのは、3 点目、
2:40:21	次 4 点目簡単な話なんですけれどもナンバー29 の耐震性に関する説明書
2:40:29	ここ 1 回目だけになってるんですけども、2 回目のSクラス関係出てくると思いますので、ここ 1 回目たっけっていうのがちょっと誤記なのかなと思っております。
2:40:44	最後にNo.36 系の燃料重量物落下のところなんですけれども、理由のところに書いていただいているように、使用済み燃料貯蔵槽がないっていうのはわかるんですけども、
2:40:59	当キャスクのつり上げとかですね、そういった観点で見たときに本当にここに説明書に対応するものなしとして対象外として良いのかっていうところの考えをちょっともう一度考えていただきたいなっていうのが 5 点目、
2:41:17	です。15 条の搬送設備の要求対応として本当に対象外としてよいのかどうかっていうところなんです。
2:41:26	すみません、ドイツだったんですけども私からは以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:31	規制庁石井です。今のポイントでRS側から確認しておくことありますちょっと時間がないので、全部を回答していただくかなくてもいいかなと思うんですか。
2:41:48	したがいドレン別途整理してお答えする形にしたいと思います。以上です。
2:41:54	よろしくお願いします。
2:41:56	じゃちょっと続けて私もこの後少しあるので、
2:42:00	神様私取り合いと全部伝えます。お願いします。はい、39番で、これは先ほど一番最初の丸の基本方針のところの考え方に関わるので、ここで期間は1回目だけでいいかどうかって言うのをちょっと2回目だけでいいのかっていうのを
2:42:20	基本方針のところの考え方を整理して、先ほどのコメントと同じように考えてもらえればと思います。
2:42:27	それからナンバー50ピッチについては、
2:42:36	12を追加するっていうふうにはなってるんですけど、系統申請の所不要みたいなパワーが入ってるんですが、ここは何か2回目のかなんかを期待するんじゃないかなと思っているので、ちょっとご検討お願いします。
2:42:51	それからNo.60のところは、ここからの漏えい防止については廃棄物貯蔵施設だけではなくて、助勢を行うような御説明施設全体としてどういうふうに対応するかっていうのをこれまでコメントしたと思うので、
2:43:06	その考え方を1と補足の中で説明していただきたいなというふうに考えています。
2:43:13	それからNo.77については、
2:43:17	店舗のものに関する補足説明資料がカトウかという。
2:43:24	音をちょっと検討いただければと思います。
2:43:27	それからNo.83についても添付の15-1に関する補足説明資料はが不要かということで検討をお願いします。
2:43:38	それからNo.9911委員については、耐震での整備では、こういったので設置する。その消火設備等の構造を踏まえて整理をしていただきたいなというふうに考えております。
2:43:53	それから、No.100になるんですけども、
2:43:58	QMSの説明をもう1回メーターだけでいいのかな。ちょっと検討をきちんとしていただきたいなというふうに思います。
2:44:08	それから最後全体的横断的に見て配置図の添付の考え方について、きちんと整理して
2:44:20	検討いただければなと思います。
2:44:22	細かい話は以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:44:25	古作さんなんかコサクですか。すいません。
2:44:33	規制庁の古作です。
2:44:37	これ消し細かく指摘したところも含めて全体として添付書類での扱いの程度等、それを踏まえた補足というところで何かそちらで思っていることが十分表現できてないということの部分もあるような気がしますし。そもそもずれているようなところも、
2:44:55	ありそうなので、もう一度そこら辺がわかるように整理をして御説明いただいて議論できればいいじゃないかなと思ってます。よろしく願います。ありがとうございます。RS側から今ちょっとすいません私のほうで質問コメントした内容で確認しておきたいポイントがあれば、簡単におけますけれども
2:45:15	先ほどアカサカさんから全員全体を整理して該当しますということだったので、その形でよろしいでしょうか。アカサカです。その形でよろしいかと思えます。また相手です。また加えてですね、この資料を
2:45:31	やっぱりコメントが出てますけど、一番右のですね第1回で入れ替える中という整理の仕方ではなかったでしたので、これも含めてですね、003 ですか。そこら辺に起こすこととか含めてですね、また整理して御説明したいと思えます。以上です。
2:45:48	規制庁石井ですよろしく願いますちょっともう時間も発表等もないので、最後何かコメントしておかなきゃいけない部分それからあれフェイス側で確認しとかなきゃいけない部分があれば、受けますけれども願います。
2:46:05	はい。
2:46:07	アカサカですけど、今日ちょっとヒアリングの画面できてですね、営業の方が気が付いて、
2:46:14	縦に写ってる理由でく変換するクロスするようなところがありましたので遅れ資料はメール形で送る形でいいですかね。
2:46:23	そこで、
2:46:25	最低縦書き欲張り基本整理する必要ないで送らせていただきます。以上です。はい、規制庁Cです。了解しました。
2:46:37	では黒線最後少してしまいましたけれども、もうこれで今日もヒアリングを終了したいと思えます。どうもありがとうございましたなどがあればございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。